

旅客営業規則

2019.10.11 制定

2025.4.1 現在

— 目 次 —

第 1 編 総則

第 1 条	この規則の目的	12
第 2 条	この規則の適用範囲	12
第 2 条の 2	この規則の変更	12
第 3 条	用語の意義	12
第 3 条の 2	消費税課税の運賃・料金	13
第 4 条	運賃・料金前払いの原則	14
第 5 条	契約の成立時期および適用規定	14
第 6 条	旅客の運送等の制限または停止	14
第 7 条	運行不能の場合の取扱い	15
第 8 条	キロ程のは数計算方	15
第 9 条	期間の計算方	15
第 10 条	乗車券類等に対する証明	15
第 11 条	旅客等の提出する書類	15

第2編 旅客営業

第1章 通則

第13条	乗車券の購入および所持	17
第13条の2	軌道に乗車する旅客の取扱方	17
第14条	キロ程	17
第15条	駅員無配置駅の旅客の取扱方	17

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

第18条	乗車券類の種類	18
第19条	乗車券類の発売箇所および発売方法	18
第20条	乗車券類の発売範囲	19
第21条	乗車券類の発売日	19
第21条の2	乗車券類の発売時間	19
第22条	1枚の乗車券で発売できる範囲	20
第24条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	20
第25条	割引証等が無効となる場合およびこれを使用できない場合	20

第2節 普通乗車券の発売

第26条	普通乗車券の発売	21
第30条	被救護者割引普通乗車券の発売	21
第31条	被救護者割引証	22
第32条	特殊普通乗車券の発売	22
第32条の2	乗継割引普通乗車券の発売	22

第3節 定期乗車券の発売

第35条	通勤定期乗車券の発売	25
第36条	通学定期乗車券の発売	26
第37条	定期乗車券の一括発売	27
第38条	特殊定期乗車券の発売	27

第4節 回数乗車券の発売

第39条	普通回数乗車券の発売	28
第39条の2	削除	28
第39条の3	削除	28
第40条	通学用割引普通回数乗車券の発売	28

第5節 団体乗車券の発売

第43条	団体乗車券の発売	30
第45条	団体旅客運送の申込み	30
第51条	一部区間を乗車しない団体乗車券の発売	31

第6節 貸切乗車券の発売

第52条	貸切乗車券の発売	32
第53条	貸切旅客運送の申込み	32

第7節 座席指定券の発売

第61条	座席指定券の発売	33
------	----------	----

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

第65条	旅客運賃・料金の種類	34
第67条	旅客運賃・料金計算の原則	34

第 68 条	鉄道の旅客運賃計算上のキロ程の計算方	34
第 70 条	旅客運賃計算の特例	35
第 70 条の 2	削除	35
第 73 条	旅客の区分およびその旅客運賃・料金	35
第 74 条	小児旅客運賃	36
第 74 条の 2	割引の旅客運賃	36
第 76 条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	36
第 2 節 普通旅客運賃		
第 77 条	普通旅客運賃制度	37
第 78 条	普通旅客運賃	37
第 90 条	往復普通旅客運賃	37
第 93 条	被救護者割引	37
第 94 条	特殊割引	37
第 94 条の 2	乗継割引普通旅客運賃	37
第 3 節 定期旅客運賃		
第 95 条	定期旅客運賃	39
第 101 条	特殊割引	39
第 102 条	は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃	39
第 4 節 回数旅客運賃		
第 106 条	回数旅客運賃	40
第 107 条	通学用割引回数旅客運賃	40
第 5 節 団体旅客運賃		
第 111 条	団体旅客運賃	41
第 112 条	団体旅客運賃の計算方	41
第 6 節 貸切旅客運賃		
第 119 条	貸切旅客運賃	42

第 122 条	貸切旅客運賃の最低額	42
第 123 条	貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃	42
第 7 節 座席指定料金		
第 139 条の 2	座席指定料金	43
第 129 条の 5	団体旅客に対する座席指定料金	43

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通則

第 147 条	乗車券類の使用条件	44
第 148 条	乗車券類の効力の特例	44
第 149 条	券面表示事項が不明または不備の乗車券類	44
第 149 条の 2	磁気情報が不明となった乗車券類	44
第 150 条	不乗区間に対する取扱い	45
第 151 条	有効期間の起算日	45
第 152 条	小児用乗車券類の効力の特例	45
第 153 条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方	45

第 2 節 乗車券の効力

第 154 条	有効期間	46
第 155 条	継続乗車	46
第 156 条	途中下車	46
第 157 条	特定区間を通過または発着する場合の選択乗車	47
第 158 条	削除	47
第 163 条	削除	47
第 163 条の 2	割引普通回数乗車券の効力	47
第 164 条	改氏名の場合の定期乗車券の書替え	47
第 165 条	乗車券が前途無効となる場合	48

第 167 条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	48
第 168 条	定期乗車券が無効となる場合	49
第 169 条	定期乗車券による他経路乗車（短絡乗車）の取扱いの特例	50
第 169 条の 2	特定区間における定期乗車券の効力の特例	51
第 170 条	通学定期乗車券の効力	52
第 171 条	学生用割引乗車券等の効力	53

第 3 節 座席指定券の効力

第 182 条の 4	座席指定券の効力	54
第 182 条の 5	座席指定券の指定駅から乗車しない場合の取扱い	54
第 182 条の 6	座席指定券が無効となる場合	54

第 5 章 乗車券類の様式

第 1 節 通則

第 183 条	乗車券類の表示事項	55
第 184 条	この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等	55
第 186 条	字模様の印刷	56
第 187 条	乗車券類の駅名等の表示方	56
第 188 条	旅客運賃の割引等に対する表示	57

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通乗車券の様式

第 189 条	片道乗車券の様式	59
第 193 条	往復乗車券の様式	60

第 2 款 定期乗車券の様式

第 199 条	定期乗車券の様式	61
第 201 条	補充定期乗車券の様式	63

第3款 回数乗車券の様式

第203条	常備回数乗車券の様式	64
第204条	削除	66

第4款 団体乗車券の様式

第208条	団体乗車券の様式	67
-------	----------	----

第5款 貸切乗車券の様式

第209条	貸切乗車券の様式	69
-------	----------	----

第6款 座席指定券の様式

第219条	座席指定券の様式	70
第221条	車内座席指定券の様式	71
第221条の2	座席指定特別補充券の様式	73

第3節 特別補充券の様式

第224条	特別補充券の発行	74
第225条	特別補充券の様式	74

第6章 乗車券類の改札および引渡し**第1節 通則**

第228条	乗車券類の改札	76
第229条	乗車券類の引渡し	76

第2節 乗車券の改札および引渡し

第230条	普通乗車券の改札・引渡しおよび運賃の納入	77
第231条	定期乗車券の改札および引渡し	77
第232条	回数乗車券の改札および引渡し	77
第233条	団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し	77

第3節 座席指定券の改札および引渡し

第236条の3	座席指定券の改札・引渡し	78
---------	--------------	----

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

第237条	乗車変更等の取扱箇所	79
第238条	払いもどし請求権行使の期限	79
第240条	乗車変更をしている乗車券類について旅客運賃・料金の收受または 払いもどしをする場合の既収額	79

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

第241条	乗車変更の種類	80
第242条	乗車変更の取扱範囲	80
第243条	割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	80
第244条	座席指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等	80
第245条	継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止	80
第247条	別途乗車	81

第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

第248条	乗車券類変更	81
-------	--------	----

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

第249条	区間変更	82
第253条	団体乗車券変更	82

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

第261条	旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還	84
-------	----------------------	----

第 263 条	旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合……………	84
第 2 款 乗車券の無札および無効		
第 264 条	乗車券類の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の 収受……………	84
第 265 条	定期乗車券の不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受……………	85
第 266 条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方……………	86
第 267 条	座席指定券の無札および不正使用旅客に対する座席指定料金・増料金の 収受……………	86
第 3 款 乗車券の紛失		
第 268 条	乗車券類紛失の場合の取扱方……………	87
第 269 条	再収受した旅客運賃の払いもどし……………	87
第 270 条	団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方……………	87
第 4 款 任意による旅行の取りやめ		
第 271 条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし……………	88
第 272 条	使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし……………	88
第 273 条	旅行開始前の座席指定料金の払いもどし……………	88
第 273 条の 2	旅行開始前の団体旅客運賃、貸切旅客運賃または料金の払い もどし……………	90
第 274 条	旅行開始後の旅客運賃の払いもどし……………	90
第 275 条	不乗区間に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合……………	90
第 277 条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし……………	90
第 277 条の 2	回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし……………	91
第 278 条	旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし……………	91
第 279 条	傷い疾病等の場合の証明……………	92
第 280 条	有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例……………	92

第5款 運行不能および遅延

第282条	列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方	92
第282条の2	旅行中止による旅客運賃の払いもどし	93
第284条	無賃送還の取扱方	93
第285条	他経路乗車の取扱方	94
第286条	旅客運賃の払いもどし駅	94
第288条	運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし	95
第289条	座席指定列車の運行不能の場合の座席指定料金の払いもどし	95
第289条の2	運行不能の場合の特殊取扱方	95
第290条の3	運行不能、遅延等の場合のその他の請求	96

第6款 誤乗および誤購入

第291条	誤乗区間の無賃送還	97
第292条	誤乗区間無賃送還の取扱方	97
第293条	乗車券類誤購入の場合の取扱方	97

第8章 入場券

第294条	入場券の発売	98
第295条	入場券の料金	98
第296条	入場券の効力	98
第297条	入場券が無効となる場合	98
第298条	入場券の様式	99
第299条	入場券の改札および引渡し	99
第300条	無札入場者	99

第 301 条	入場料金の払いもどし	99
---------	------------------	----

第 9 章 手回り品

第 307 条	手回り品および持込禁制品	100
第 307 条の 2	危険品の適用除外の物品	101
第 308 条	車内持ち込み手回り品の範囲	101
第 309 条	削除	101
第 309 条の 2	削除	101
第 310 条	削除	102
第 311 条	削除	102
第 311 条の 2	削除	102
第 311 条の 3	削除	102
第 312 条	持込禁制品または制限外手回り品を持込んだ場合の処置	102
第 313 条	持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置	102
第 315 条	手回り品の保管	102

第 10 章 遺失品の回送

第 326 条	遺失物回送の特例	103
---------	----------------	-----

別 表

規則別表第 1 号	営業キロ程	104
規則別表第 2 号	鉄道対キロ区間制大人片道普通旅客運賃および表定制大人定期旅客 運賃表	108
規則別表第 3 号	危険品	111
規則別表第 4 号	貴重品	117

第 1 編 総則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）の旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売等（以下「旅客の運送等」という。）の取扱いについて規定しているもので、その取扱いが利用者に便利であると共に合理的、能率的に行われることを目的とする。

(この規則の適用範囲)

第 2 条 当社が経営する鉄道、軌道による旅客の運送等については、別に規定する場合を除いてこの規則を適用する。

2 旅客鉄道会社線または他社線との連絡による運送等については、別に定める場合を除き、東日本旅客鉄道株式会社が制定する旅客連絡運輸規則の規定による。

(この規則の変更)

第 2 条の 2 この規則は民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当社は、以下の場合に当社の裁量によりこの規則を変更することがある。

- (1) この規則の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
- (2) この規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項により、当社がこの規則を変更する場合、この規則を変更する旨および変更後の規則の内容ならびにその効力発生日について、当社ホームページに掲示し、またはその他適切な方法により旅客へ通知する。

3 変更後のこの規則の効力発生日以降に、旅客が当社の鉄道または軌道を利用したときは、旅客はこの規則の変更に同意したものとみなす。

(用語の意義)

第 3 条 この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「鉄道」とは、東横線、目黒線、東急新横浜線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線およびこどもの国線をいう。
- (2) 「軌道」とは、世田谷線をいう。

-
- (3) 「旅行開始」とは、鉄道においては、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。入場改札省略駅から乗車する場合は、その乗車することをいう。また、軌道においては、乗車券の改札または引渡し、もしくは旅客運賃の支払いをして、入場または乗車することをいう。
 - (4) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。
 - (5) 「座席指定列車」とは、列車において座席を指定した列車をいう。
 - (6) 「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社の経営する鉄道をいう。

(消費税課税の運賃・料金)

第3条の2 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）および地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる消費税および地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃・料金前払いの原則)

第 4 条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃・料金を前払いするものとする。ただし、当社において特に認めた場合は後払いとすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券類との引換えを含む。）ことができる。

- (1) 普通旅客運賃、回数旅客運賃及び料金(Qシート座席指定料金は除く。)については、ICカード乗車券取扱規則(2019年10月1日制定)第2条第1項に定めるICカード乗車券
- (2) 定期旅客運賃については、当社が特に認めた商品券または「TOP」、「VISA」、「DC」、「MasterCard」、「JCB」、「AMERICAN EXPRESS」、「Diners Club」の各ブランドが記載された、当社において決済できるカード。

(契約の成立時期および適用規定)

第 5 条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除いて、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。ただし、軌道の普通旅客にあつては、所定の旅客運賃を支払ったときに成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

第 6 条 旅客運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車券類および入場券の発売制限または発売停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込列車の制限

(運行不能の場合の取扱方)

第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはそこを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することができる。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において、他社線または自動車等の運輸機関の利用、またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示した場合は、その不通区間を開通したものとみなして、すでに乗車券を所持している旅客および軌道における旅行開始後の旅客に限り運送の取扱いをする。

(キロ程のは数計算方)

第 8 条 キロ程を用いて、旅客運賃を計算する場合の 1 キロメートル未満のは数は、1 キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第 9 条 期間の計算をする場合は、その初日を算入して計算する。

2 期間の初日は、時間の長短にかかわらず 1 日として計算し、始期および終期の例は、次のとおりとする。

(例 1) 3 月 20 日から 1 日間とは 3 月 20 日のみ

(例 2) 6 月 1 日から 1 か月間とは、6 月 30 日まで

(例 3) 11 月 30 日から 3 か月間とは、2 月 28 日（平年の場合）または 2 月 29 日（閏年の場合）まで

(乗車券類等に対する証明)

第 10 条 当社において、乗車券類等、旅客運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押すものとする。

(旅客等の提出する書類)

第 11 条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提出する書類はボールペン等をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

- 2 旅客等は前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に相当の証印を押すものとする。
- 3 旅客等から提出を受けた書類および書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

(注) 第1項の「特に定めるもの」のおもなものは、次のとおりとする。

学校学生生徒旅客運賃割引証

被救護者旅客運賃割引証

通学証明書（通学定期券購入兼用の証明書を含む）

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(乗車券類の購入および所持)

第 13 条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、それを所持しなければならない。ただし、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、着駅において運賃を支払わなければならない。

2 座席指定列車に乗車する旅客は、前項の乗車券のほか、あらかじめ座席の指定を受けた座席指定券を購入し、これを所持しなければならない。

(軌道に乗車する旅客の取扱方)

第 13 条の 2 軌道に乗車する旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）は前条によるほか入場または乗車に際し、乗車券の引渡しまたは所定の旅客運賃の支払いをするものとする。

(キロ程)

第 14 条 旅客運賃の計算その他旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

2 前項の営業キロ程は、別表第 1 号に定める。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第 15 条 駅員を配置していない駅に乗降する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通則

(乗車券類の種類)

第 18 条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- | | | |
|---------|---|---------|
| ア 普通乗車券 | { | 片道乗車券 |
| | | 往復乗車券 |
| イ 定期乗車券 | { | 通勤定期乗車券 |
| | | 通学定期乗車券 |
| ウ 回数乗車券 | | 普通回数乗車券 |
| エ 団体乗車券 | | |
| オ 貸切乗車券 | | |

(2) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第 19 条 乗車券類は旅客が乗車する駅において乗車券類発売機または係員により発売する。ただし、定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券および座席指定券については、当社が指定した駅において発売する。

- 2 係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した旅客に対しては、前項の規定にかかわらず着駅において運賃を精算する。ただし、座席指定列車においては、当該列車の座席指定券を所持しないで乗車した旅客は、第 61 条第 3 項に規定する座席指定券を当該列車内において発売する。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が設置した乗車券類臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売することができる。
- 4 旅客運賃割引証によって購入する乗車券は、乗車後において発売しない。ただし、当社が認めた場合は、着駅において旅客運賃割引証による割引を適用した旅客運賃の精算をすることができる。
- 5 削除

(乗車券類の発売範囲)

第 20 条 駅における乗車券類の発売は、発売駅から有効なもののみとする。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、発売駅以外から有効なものを発売することができる。

- (1) 定期乗車券
- (2) 普通回数乗車券
- (3) 団体乗車券または貸切乗車券
- (4) 座席指定券
- (5) 第 73 条第 2 項第 4 号の規定による座席指定券の乗車区間に対する普通乗車券

2 削除

3 車内において発売する座席指定券は、旅客の乗車した当該列車に有効なものに限って発売することができる。

(乗車券類の発売日)

第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれの定めるところによって発売する。

- (1) 定期乗車券
有効期間の開始日の 14 日前から発売する。
- (2) 団体乗車券および貸切乗車券
運送引受後であって旅客の始発駅出発日の 21 日前から発売する。
- (3) 特殊乗車券
その都度定める。
- (4) 座席指定券
 - ア S-TRAIN 座席指定列車
乗車日の 1 か月前から発売する。
 - イ Q シート座席指定列車
乗車日当日に発売する。

(乗車券類の発売時間)

第 21 条の 2 駅において発売する乗車券類の発売時間は、別に定める駅を除いて、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車時刻までとする。ただし、普通乗車券以外の乗車券類については、その発売時間を別に定めることがある。

(1 枚の乗車券で発売できる範囲)

第 22 条 運賃制度を異にする線区であっても、こどもの国線以外の鉄道とこどもの国線相互にまたがる場合は、普通乗車券、定期乗車券、団体乗車券および貸切乗車券を 1 枚の乗車券を通して発売することができる。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 24 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証、通学定期乗車券または通学証明書もしくは第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正に使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証等が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第 25 条 旅客運賃割引証は次の各号の 1 に該当する場合無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消しまたは改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内のものであっても、使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は次の各号の 1 に該当する場合使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項が記入されていないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合でこれに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 26 条 普通乗車券は、軌道を除き次の各号によって発売する。

(1) 片道乗車券

旅客が鉄道の連続した区間を 1 回乗車する場合に発売する。

(2) 往復乗車券

旅客が片道乗車券を発売できる区間を往復乗車する場合に発売する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 30 条 旅客鉄道会社で指定した救護施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 31 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が、老幼、虚弱、障害のためまたは逃亡するおそれがあるため、被救護者と付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限って前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(注) 付添人が往路を単独で旅行し、復路に被救護者の付添をする場合は、その往路について割引の普通乗車券を発売しない。

(被救護者割引証)

第 31 条 被救護者が前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の名称・所在地ならびにその代表者の氏名が記入された発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付をうけて、提出するものとする。

2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表				裏					
被救護者旅客運賃割引証				(この割引証の使用上の注意)					
第.....号		指定番号		(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に 1 回に限って使用することができます。 (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (3) この割引証の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）し、又は押印していないものは、使用できません。 (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。 (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であつても使用資格を失った後は、使用できません。 (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。 (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（1 箇月間）です。					
乗車区間	駅から 駅まで							經由	
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復						
旅行証明書番号									
被救護者の氏名 及 び 年 齢								(才)	
付添人の氏名 及 び 年 齢								(才)	
割引率	5 割								
有効期限	年 月 日まで								
.....年.....月.....日発行									
施設の所在地.....				代表者					
施設名.....				職 印					
代表者氏名.....									
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード						
			救	添					
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33					
割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。									

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から 1 か月間とする。

(特殊普通乗車券の発売)

第 32 条 当社が、特に必要と認める場合は、旅行目的地を限定して特殊普通乗車券を発売することがある。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第 32 条の 2 旅客が、次に掲げる旅客鉄道会社線、他社線およびこどもの国線との特定区間を乗り継いで乗車する場合は、割引の乗継片道普通乗車券を発売することがある。

適用 区間	当社線	接続駅	連絡線
(1)	田園都市線 池尻大橋、三軒茶屋	渋谷 (田園都市線)	東京地下鉄 銀座線・半蔵門線 表参道・青山一丁目間各駅 千代田線 代々木公園・乃木坂間各駅 副都心線 明治神宮前、北参道
(2)	東横線 渋谷・学芸大学間各駅	中目黒	東京地下鉄 日比谷線 恵比寿、広尾
(3)	目黒線 不動前・西小山間各駅	目黒	東京地下鉄 南北線 東京都営地下鉄 三田線 白金台・白金高輪間各駅
(4)	東横線 白楽・反町間各駅	横浜	横浜高速鉄道 みなとみらい21線 新高島・馬車道間各駅
(5)	田園都市線 池尻大橋、三軒茶屋	渋谷 (田園都市線)	京王電鉄 井の頭線 神泉・東松原間各駅
(6)	田園都市線 池尻大橋、三軒茶屋	渋谷 (田園都市線)	東日本旅客鉄道会社 山手線 代々木・恵比寿間各駅
(7)	田園都市線 青葉台・すすかけ台間各駅	長津田	東急電鉄 こどもの国線 恩田、こどもの国
(8)	東横線 綱島・白楽間各駅	菊名	東日本旅客鉄道会社 横浜線 大口・小机間各駅
(9)	東横線 代官山、中目黒	渋谷 (東横線)	京王電鉄 井の頭線 神泉・東松原間各駅
(10)	東横線 代官山、中目黒	渋谷 (東横線)	東京地下鉄 銀座線・半蔵門線 表参道・青山一丁目間各駅 千代田線 代々木公園・乃木坂間各駅 副都心線 明治神宮前、北参道
(11)	東横線 代官山、中目黒	渋谷 (東横線)	東日本旅客鉄道会社 山手線 代々木・恵比寿間各駅

適用 区間	当社線	接続駅	連絡線
(12)	東横線 田園調布・日吉間各駅 東急多摩川線 沼部	武蔵小杉	東日本旅客鉄道会社 南武線 武蔵新城・平間間各駅
(13)	目黒線 不動前・西小山間各駅	目黒	東日本旅客鉄道会社 山手線 恵比寿・大崎間各駅
(14)	東横線 白楽・反町間各駅	横浜	京浜急行電鉄 本線 子安・日ノ出町間各駅
(15)	田園都市線 南町田、つきみ野間各駅	中央林間	小田急電鉄 江ノ島線 相模大野・鶴間間各駅
(16)	東横線 白楽・反町間各駅	横浜	東日本旅客鉄道会社 東海道本線 東神奈川、保土ヶ谷 根岸線 桜木町、関内
(17)	東急多摩川線 下丸子・矢口渡間各駅 池上線 千鳥町・蓮沼間各駅	蒲田	東日本旅客鉄道会社 東海道本線 大森
(18)	大井町線 下神明・荏原町間各駅	大井町	東日本旅客鉄道会社 東海道本線 品川・大森
(19)	田園都市線 二子玉川・宮崎台間各駅	〔 溝の口 〕 〔 武蔵溝ノ口 〕	東日本旅客鉄道会社 南武線 武蔵新城・久地間各駅
(20)	田園都市線 青葉台・すすかけ台間各駅	長津田	東日本旅客鉄道会社 横浜線 十日市場、成瀬
(21)	池上線 大崎広小路・荏原中延間各駅	五反田	東日本旅客鉄道会社 山手線 品川・恵比寿間各駅
(22)	東横線 白楽・反町間各駅	横浜	相模鉄道 本線 平沼橋・天王町間各駅

第 3 節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第 35 条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機で購入する場合は、購入画面で必要事項を入力することにより、定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。

(1) 次の区間のいずれかを乗車する場合

ア 鉄道区間

イ 軌道区間

(2) 区間および経路を同じくして乗車する場合

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

(表)

(裏)




PASMO・定期券購入申込書 (兼個人情報変更申込書)

株 式 会 社 バ ス モ
東 急 電 鉄 株 式 会 社

以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。

■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報変更をするお客さまの場合

☐ 記名PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。

☐ お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

① 記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認

② (株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認(記名PASMOの拾得時等)

③ PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善

☐ (株)バスモは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

☐ (株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にかかわるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。

■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合

☐ 定期券に関して記入いただいた個人情報は当社で管理します。

☐ お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

① 定期券の購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認

② 当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券の拾得時等)

☐ 当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

☐ 東急世田谷線IC定期券を使用するときは、定期券購入時に同時に発行する「IC定期券内容控」を携行し、係員から提示を求められたときはこれにに応じていただきます。




1. お申込み内容に「○」をご記入ください。

購 入			
記名PASMO (定期券等)	PASMO定期券		磁気定期券
	PASMOを同時購入	PASMOを持っている	
空 更			
磁気定期券 → PASMO定期券	無記名PASMO		PASMOの 個人情報変更
PASMOを同時購入	PASMOを持っている		
記名PASMO			

※すでに記名PASMOをお持ちで定期券を購入されるお客さまもご記入ください。
※磁気定期券をPASMO定期券に変更する場合はお客さまのお名前・生年月日・性別・電話番号をカードに登録いたしますので、ご記入ください。
※記名PASMOと定期券の記名人が一致しない場合、PASMO定期券は購入できません。

PASMO購入金額 0000 円

※購入金額は1,000円単位で20,000円までです。購入金額にはデジット500円を含みます。

種 類 大人用 ・ 小児用

2. 必要事項をご記入ください。

オナマエ (姓) (名) 性別 男 ・ 女

※「オナマエ」はカタカナでフルネームをお書きください。

生年月日 西暦・明治・大正
昭和・平成・令和 年 月 日 電話番号 — —

3. 定期券を購入する場合にはご記入ください。

お申し込み内容	新 規 ・ 継 続	
	通 勤	通 学
定期券の種類	大人・小児 その他	大学 高校・中学・小学
通学の場合) 学校名		
乗車区間	駅 から 駅 まで	
経 由		
使用開始日	年 月 日から	
有効期間	1 か月 3 か月 6 か月 12 か月 東急線いねん定期 ※東急線内発着の定期券	
お支払方法	現金 クレジットカード	

※携帯電話番号または電話番号を市外局番からお書きください。
※お客さまの個人情報に関しては、当社が責任を持って保管し、保管期間が満了したものはシュレッダー処理いたします。
※クレジットカードで定期券のない記名PASMOは購入できません。

当社記入欄

小児用PASMO発売時/
個人情報変更時本人確認使用書類

☐ 運転免許証 ☐ 障害者
健康保険等の被保険者証
☐ 身体障害者手帳・知的障害者療育手帳
☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付)
☐ 在留カードまたは特別永住者証明書
☐ 社員証(写真付) ☐ 学生証(写真付)
☐ 住民基本台帳カード(写真付)
☐ 運転経歴証明書 ☐ その他()

記事欄

(通学定期券) 所属との連絡先 ☐ 大学 ☐ 高校 ☐ 中学 ☐ 小学

監督者	授者
※	※

※押印欄は個人情報変更時のみ使用
標準様式 - 701-K (1年保管)

※2019 年 10 月 1 日からの様式 210×148 mm

備考 必要に応じ些細の変更または必要事項を加えることができる。

(通学定期乗車券の発売)

第 36 条 当社の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生（第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときもしくは当社が指定するサービスを通じて、所定の申込を行い、電子ファイル化した通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用の証明書を送信したときは、1 か月、3 か月または 6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。

(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合

(2) 次の区間のいずれかを乗車する場合

ア 鉄道区間

イ 軌道区間

(3) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契印			
No. 通 学 証 明 書			
学 校 種 別 又は指定番号		区 分	
通 学 者 の 氏 名・年 齢	(歳)		
通学者の居住地	電話 ()		
部科及び学年	部	科	学年 (年次)
証 明 書 番 号			
通 学 区 間	駅	駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から		
卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日まで		
証 明 書 発 行 日	年 月 日発行		
学 校 所 在 地			代表者 職 印
学 校 名			
学 校 長 職 印			
1 この証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間です。 の証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。			
下欄には、記入しないでください。			
年 月 日まで			
(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	

(タテ 18.5cm×ヨコ 12.5cm 裏無地)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

- 3 通学証明書の有効期間は発行の日から 1 か月間とする。ただし、表面余白に有効期間の開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生・生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めた場合は第 1 項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第 37 条 第 35 条および第 36 条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。

(特殊定期乗車券の発売)

第 38 条 当社が、特に必要と認める場合は、旅行目的地を限定して特殊定期乗車券を発売することがある。

第 4 節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第 39 条 旅客が、第 40 条または別の規程の定めるところによる割引条件に該当する場合で、鉄道または軌道の同一区間をしばしば乗車する旅客に対しては、11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、鉄道にあつては片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。

第 39 条の 2 削除

第 39 条の 3 削除

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため、第 39 条に定める区間を区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業及び試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 放送大学の学生が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

表		裏																																										
放送大学学生旅客運賃割引証 第.....号 <table border="1"> <tr> <td>運輸機関名</td> <td colspan="3">駅から 経由</td> </tr> <tr> <td>乗車区間</td> <td colspan="3">駅まで</td> </tr> <tr> <td>乗車券の種類</td> <td colspan="3">回数券</td> </tr> <tr> <td>部科及び学年</td> <td>教養学部第</td> <td>学年 (年次)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明書番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名及び年齢</td> <td colspan="3">(歳)</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td colspan="3">2割</td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td colspan="3">学割証発行日から1ヶ月</td> </tr> </table> 年.....月.....日発行 学校所在地..... 学 校 名..... 学校代表者氏名..... <table border="1"> <tr> <td>(発行駅)</td> <td>(乗車券番号)</td> <td>(発行年月日)</td> <td>備 考</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発行運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td></td> </tr> </table>		運輸機関名	駅から 経由			乗車区間	駅まで			乗車券の種類	回数券			部科及び学年	教養学部第	学年 (年次)		証明書番号				使用者の氏名及び年齢	(歳)			割引率	2割			有効期間	学割証発行日から1ヶ月			(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	備 考	(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)		(この学生証の使用上の注意) (1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。 (2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。 (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記入名であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。 (5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。また、証明書は係員の請求があるときは、呈示してください。		契印 印
運輸機関名	駅から 経由																																											
乗車区間	駅まで																																											
乗車券の種類	回数券																																											
部科及び学年	教養学部第	学年 (年次)																																										
証明書番号																																												
使用者の氏名及び年齢	(歳)																																											
割引率	2割																																											
有効期間	学割証発行日から1ヶ月																																											
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	備 考																																									
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)																																										

9.0cm

備考 この割引証は、青色刷とする。

- (2) 高等学校の生徒が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、指定学校の代表者において乗車券の種類(「回数」と記入する)・乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

通信教育学校用

表		裏																																						
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用) 第.....号 <table border="1"> <tr> <td>※乗車船区間</td> <td colspan="3">駅から 経由</td> </tr> <tr> <td>※乗車券の種類</td> <td>普通</td> <td>往復</td> <td>連続 周遊</td> </tr> <tr> <td>部科及び学年</td> <td>第</td> <td>学年 (年次)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明書番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名及び年齢</td> <td colspan="3">(才)</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td>旅客鉄道会社線</td> <td colspan="2">5割</td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>年 月 日から</td> <td colspan="2">年 月 日まで</td> </tr> </table> 年.....月.....日発行 学校所在地..... 学 校 名..... 学校代表者氏名..... <table border="1"> <tr> <td>(発行駅)</td> <td>(乗車券番号)</td> <td>(発行年月日)</td> <td>割引コード</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td>41</td> </tr> </table>		※乗車船区間	駅から 経由			※乗車券の種類	普通	往復	連続 周遊	部科及び学年	第	学年 (年次)		証明書番号				使用者の氏名及び年齢	(才)			割引率	旅客鉄道会社線	5割		有効期間	年 月 日から	年 月 日まで		(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41	(この割引証の使用上の注意) (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。 (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。 (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。 (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。 (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。 (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。 (9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)です。		契印 代表者 職 印
※乗車船区間	駅から 経由																																							
※乗車券の種類	普通	往復	連続 周遊																																					
部科及び学年	第	学年 (年次)																																						
証明書番号																																								
使用者の氏名及び年齢	(才)																																							
割引率	旅客鉄道会社線	5割																																						
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで																																						
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード																																					
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41																																					

9.1cm

- 3 前項の指定により提出する放送大学学生旅客運賃割引証または学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

第 5 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 43 条 発着駅および経路を同じくする次の各号の 1 に該当する団体の旅客で、当社が運送引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の 1 に該当する学校等の学生等が 25 人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護師を含む。以下同じ。）またはこれと同行する旅行者等によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が 25 人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所および同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の児童

(ウ) 削除

(エ) 削除

イ アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とする。

(ア) 幼稚園の幼児、保育所等の児童または小学校第 3 学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客 25 人以上によって構成された責任ある代表者が引率する団体。

2 当社において特に必要と認めた団体旅客に対しては、前項に規定された団体でなくても旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客運送の申込み)

第 45 条 旅客が第 43 条の規定によって団体乗車券を購入しようとするときは、あらかじめ、その人員・行程・乗車希望時間等輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出し、当社の承認を受けなければならない。

2 団体乗車申込書の様式は、次のとおりとする。

(東 急 電 鉄)		NO. _____	
団 体 乗 車 申 込 書			
年 月 日	学校又は	印	
	代表者名		
駅長	電話番号 ()	—	
学生団体に該当するお客さまは、学校印を捺印願います。			
※お客さまの個人情報は、団体乗車に関する事務等の範囲内で利用させていただきます。			
※お客さまの個人情報に関しては、当社が責任を持って保管し、保管期間が満了したものはシュレッダー処理いたします。			
お願い：太い枠内を記入し、該当箇所を○で囲んで下さい			ご 利 用 人 数
団 体 種 別	ご 利 用 日	大人・生徒(学生団体)	人
1. 普 通	月 日 曜日	教職員・付添人(学生団体)	人
2. 学 生	雨天 1. 決行 2. 中止	小児	人
希 望	乗車区間	行き	帰り
		駅より	駅より
		駅まで	駅まで
	乗車時分	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分
※係員が記入します			
	線別乗車区間	往路	復路
指 定		時 分	時 分
		運行 列車	運行 列車
		時 分	時 分
		運行 列車	運行 列車
		時 分	時 分
		運行 列車	運行 列車
		時 分	時 分
		運行 列車	運行 列車
		時 分	時 分
		運行 列車	運行 列車
記 事			
	横高承認 /	メトロ承認 /	都交承認 /
	東武承認 /	西武承認 /	
	受付駅 鉄電()	乗車券発行駅	承認 ☐ お客さまへの連絡 ☐

横高様式-703-D (6カ月保管)

3 第1項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

- (1) 学生団体 教育長または学校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。）ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。
- (2) 普通団体 代表者

（一部区間を乗車しない団体乗車券の発売）

第51条 旅行行程の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込みの際に、その区間を明示するものとする。

第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 52 条 貸切乗車券は、次の各号の 1 に該当する旅客に対して運輸上支障がないと認められるときに限り発売する。

- (1) 全車貸切 1 車両単位で貸し切る場合
- (2) 列車貸切 列車を単位として貸し切る場合

(貸切旅客運送の申込み)

第 53 条 旅客が、前条の規定による貸切乗車券を購入しようとするときは、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切乗車申込書を提出し、当社の承諾を受けなければならない。

2 貸切乗車申込書は、第 45 条第 2 項に規定する団体乗車申込書の団体の文字を貸切と訂正して使用する。

第 7 節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売)

第 61 条 座席指定券は、座席指定列車に乗車する旅客に対して、乗車日、列車、号車、座席、乗車駅および乗車区間を指定し、かつ、旅客が乗車する前に発売する。

2 団体旅客に対する座席指定券（Q シート座席指定列車は除く。）は、団体用座席指定券兼補充団体乗車券によって発売する。

3 座席指定列車に、座席指定券を事前に購入しないで乗車した旅客に対しては、当該列車の車内で、座席、乗車駅及び乗車区間を指定した座席指定券を発売する。この場合、座席割当、もしくは旅客が座席を指定することができない場合がある。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃 $\left\{ \begin{array}{l} \text{片道普通旅客運賃} \\ \text{往復普通旅客運賃} \end{array} \right.$
- (2) 定期旅客運賃 $\left\{ \begin{array}{l} \text{通勤定期旅客運賃} \\ \text{通学定期旅客運賃} \end{array} \right.$
- (3) 回数旅客運賃
- (4) 団体旅客運賃
- (5) 貸切旅客運賃
- (6) 座席指定料金

(旅客運賃・料金計算の原則)

第67条 旅客運賃・料金は、原則として旅客の実際乗車する経路および発着順序によって計算する。

(鉄道の旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

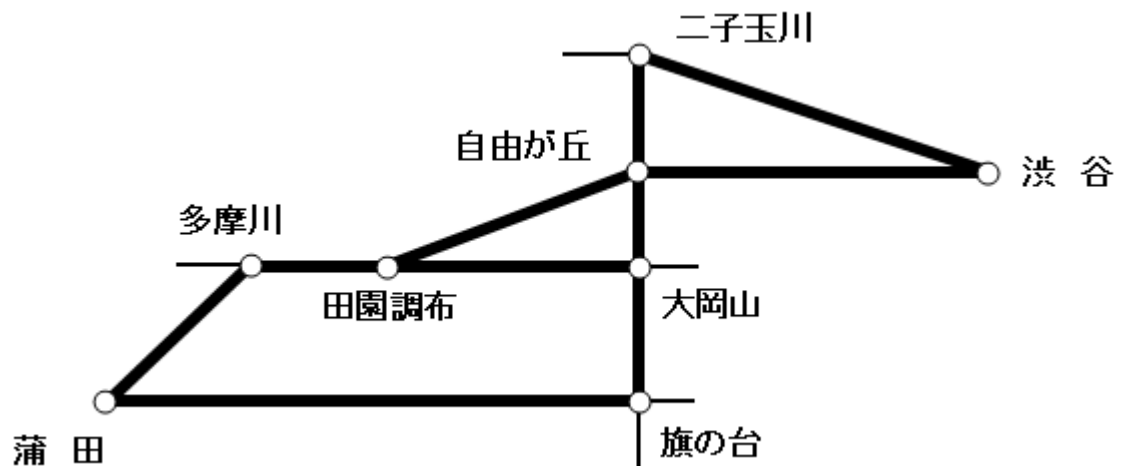
第68条 キロ程を使用して鉄道（こどもの国線を除く。）の旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して計算する。ただし、当社と連絡運輸を行う旅客鉄道会社線または他社線が中間に介在する場合で、これを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程を打ち切って各別のキロ程によって計算した運賃の合計額を旅客運賃とする。

2 計算経路の一部もしくは全部が複乗となる場合は、折り返しとなる駅の前後の区間のキロ程を打ち切って計算する。

(旅客運賃計算の特例)

第 70 条 第 67 条の規定にかかわらず、旅客が、次に掲げる図の太線区間内にある駅発または着もしくは太線区間を通過する場合の普通旅客運賃または回数旅客運賃は、太線区間内の最も短いキロ程によって計算する。この場合、太線内は経路の指定を行わない。

ただし、太線区間内にあるいずれかの経路を 1 周した場合は、実際に乗車した経路のキロ程によって計算する。1 周以上となる場合は 1 周となる駅の前後のキロ程を打ち切って計算する。



2 前項の規定による最も短いキロ程により計算した普通旅客運賃または回数旅客運賃が他経路のキロ程により計算した普通旅客運賃または回数旅客運賃よりも高額となる区間については最も低廉となる普通旅客運賃または回数旅客運賃とする。この場合においても太線内は経路の指定を行わない。

第 70 条の 2 削除

(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)

第 73 条 旅客運賃・料金は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人	12 才以上の者
小児	6 才以上 12 才未満の者
幼児	1 才以上 6 才未満の者
乳児	1 才未満の者

- 2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の 1 に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。
- (1) 幼児だけで旅行するとき。
 - (2) 幼児が、乗車券を所持する 6 才以上の旅客（団体旅客を除く。）に 2 人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2 人をこえた者だけ小児とみなす。
 - (3) 幼児が団体旅客として旅行するときまたは団体旅客に随伴されて旅行するとき。
 - (4) 幼児または乳児が指定を行う座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき。
- 3 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

（小児旅客運賃）

第 74 条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10 円未満のは数を 10 円単位に切り上げた額（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）とする。

（割引の旅客運賃）

第 74 条の 2 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃または小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

- 2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第 90 条の規定に準じ各区间ごとに割引額を差し引いては数計算した額を合計した額とする。

（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

第 76 条 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

第 2 節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃制度)

第 77 条 鉄道（こどもの国線を除く。）の普通旅客運賃は、対キロ区間制とする。

2 鉄道（こどもの国線）および軌道の普通旅客運賃は均一制とする。

(普通旅客運賃)

第 78 条 鉄道（こどもの国線を除く。）の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号アに定める額とする。ただし、東急新横浜線新綱島・新横浜間を乗車する場合および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合は、70 円を加算した額とする。

2 鉄道（こどもの国線）の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号イに定める額とする。

3 軌道の大人片道普通旅客運賃は、別表第 2 号ウに定める額とする。

4 こどもの国線以外の鉄道とこどもの国線とにまたがる普通旅客運賃は、第 1 項および第 2 項に規定するところにより各別に算出した普通旅客運賃を合算した額とする。ただし、第 32 条の 2 に定める乗継割引普通乗車券を発売する場合を除く。

(往復普通旅客運賃)

第 90 条 鉄道の往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

(被救護者割引)

第 93 条 第 30 条の規定により被救護者またはその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の 5 割を割引する。

(特殊割引)

第 94 条 第 32 条の規定によって割引普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度これを定める。

(乗継割引普通旅客運賃)

第 94 条の 2 第 32 条の 2 の規定による特定区間に対する乗継割引普通旅客運賃は、次の各号に定める額とする。

(1) 旅客鉄道会社線との乗り継ぎの場合

- ア 大人の乗継割引普通旅客運賃は、当社の大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額とする。

ただし、東横線と横浜線との間（菊名経由）を乗り継ぐ場合の乗継割引普通旅客運賃は、当社と旅客鉄道会社線との、それぞれの大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額とする。

- イ 小児の乗継割引普通旅客運賃は、当社の小児片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額とする。

ただし、東横線と横浜線との間（菊名経由）を乗り継ぐ場合の小児の乗継割引普通旅客運賃は、当社と旅客鉄道会社線との、それぞれの小児片道普通旅客運賃から 5 円を差し引いた額とする。

- (2) 東京地下鉄線、都営地下鉄線、京王電鉄線、京浜急行電鉄線、相模鉄道線、小田急電鉄線および横浜高速鉄道線の他社線との乗継ぎの場合

- ア 大人の乗継割引普通旅客運賃は、当社と他社線との、それぞれの大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額とする。

- イ 小児の乗継割引普通旅客運賃は、当社と他社線との、それぞれの小児片道普通旅客運賃から 5 円を差し引いた額とする。

- (3) 田園都市線とこどもの国線との乗継ぎの場合

- ア 大人の乗継割引普通旅客運賃は、田園都市線およびこどもの国線との、それぞれの大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額を合算した額とする。

- イ 小児の乗継割引普通旅客運賃は、田園都市線およびこどもの国線との、それぞれの小児片道普通旅客運賃から 5 円を差し引いた額を合算した額とする。

第 3 節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第 95 条 鉄道の定期旅客運賃は表定制とし、次の各号に定める額とする。

- (1) 大人定期旅客運賃は別表第 2 号のアに定める額とする。
 - (2) 東急新横浜線新綱島・新横浜間を乗車する場合および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合の定期旅客運賃は、別表第 2 号のア付表により計算した額とする。
- 2 鉄道（こどもの国線）と軌道の定期旅客運賃は均一制とし、運賃は別表第 2 号のイ（こどもの国線）とウ（軌道）に定める額とする。

(特殊割引)

第 101 条 第 38 条の規程によって割引定期乗車券を発売する場合、定期旅客運賃の割引率はその都度これを定める。

(は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 102 条 第 37 条第 2 項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は別に定める。

第 4 節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第 106 条 鉄道の回数旅客運賃は、次の各号に定める運賃に第 107 条または別の規程に定める割引を適用する。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

2 軌道の回数旅客運賃は 1,600 円および 800 円とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第 107 条 第 40 条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって回数旅客運賃の割引をする。

- (1) 第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について 2 割引
- (2) 第 40 条第 1 項第 2 号に規定する生徒に対しては、大人回数旅客運賃について 5 割引

第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第 111 条 第 43 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

区分	構成人員	26 人以上	300 人以上
鉄道		2 割引	3 割引
軌道		3 割引	

(2) 普通団体

区分	構成人員	25 人以上	300 人以上
鉄道		1 割引	2 割引
軌道		2 割引	

(団体旅客運賃の計算方)

第 112 条 鉄道の団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を人数計算し、これに総人員を乗じた額とする。
- (2) 小児団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を人数計算し、これに総人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。

2 軌道の団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引き、これに総人員を乗じた額とする。
- (2) 小児団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引き、これに総人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。

3 こどもの国線以外の鉄道とこどもの国線にまたがる団体旅客運賃は、第 1 項の規定により各別に算出したものを合計した額とする。

第 6 節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第 119 条 第 52 条の規定によって車両または列車を貸切とする場合には、その車両または列車の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第 122 条 鉄道（こどもの国線を除く。）において旅客車を貸切とする場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が 20 キロ分の旅客運賃に満たない場合であっても第 119 条の規定によって計算した 20 キロ分の旅客運賃とする。

2 前項により貸切旅客運賃を計算する場合は、実際の貸切区間によって別表第 2 号のアに定める 20 キロ分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 123 条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

第 7 節 座席指定料金

(座席指定料金)

第 139 条の 2 第 61 条の規定によって発売する座席指定料金は、次のとおりとする。

(1) S-TRAIN 座席指定列車

大人 350 円

小児 180 円

ただし、東横線と横浜高速鉄道線を同一の列車で乗車する場合は、上記で定めた座席指定料金から大人 100 円、小児 50 円を差し引いた額とする。

(2) Q シート座席指定列車

大人・小児 500 円

2 第 61 条第 3 項の規定により、係員の承諾を得ないで乗車した旅客に対し、S-TRAIN 座席指定列車の車内で座席指定券を発売する場合は、当社または当社と連絡会社線を通じ、旅客 1 人につき前項に定める料金に 200 円を加算した額とする。

(団体旅客に対する座席指定料金)

第 139 条の 5 第 43 条の規定による団体旅客に対する座席指定料金は、当該旅客運賃収受人員に相当する無割引の額とする。

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通則

(乗車券類の使用条件)

- 第 147 条** 乗車券類は特に乗車人員または座席を記載したものを除き、1 券片をもって 1 人が、1 回限り、その券面表示事項に従って使用する場合に限って有効とする。ただし、定期乗車券についてはその使用回数を制限しない。
- 2 同一旅客が同一区間に対し有効な 2 枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は当該乗車券類については、その 1 枚のみを使用することができる。
- 3 乗車以外の目的で乗降場に入出場するために乗車券類を使用してはならない。

(乗車券類の効力の特例)

- 第 148 条** 大人用乗車券類を小児が使用した場合および有効な乗車券類を券面に表示された発着区間内の途中駅から使用した場合は前条の規定にかかわらず、その乗車券類を有効として取扱う。

(券面表示事項が不明または不備の乗車券類)

- 第 149 条** 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができない。
- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、当社の指定した箇所。）に差し出して書替えを請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項の整っていない乗車券類について準用する。

(磁気情報が不明となった乗車券類)

- 第 149 条の 2** 前条の規定は、磁気情報が不明になった乗車券類の場合にも準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第 150 条 旅客は第 148 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間について、乗車の請求をすることができない。

2 前項の規定は、往復乗車券の復片から先に使用した場合の往片については適用しない。

(有効期間の起算日)

第 151 条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第 152 条 小児用の乗車券類（定期乗車券、普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した後にも第 147 条の規定にかかわらず、使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い)

第 153 条 旅客が当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車に使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りではない。

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 154 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券 1 日

イ 往復乗車券 2 日

(2) 特殊乗車券 その都度定める。

(3) 定期乗車券 (通勤定期乗車券および通学定期乗車券)

1 か月・3 か月または 6 か月とする。

(4) 回数乗車券

鉄道用 3 か月とする。ただし、第 40 条第 1 項第 2 号に規定する通学用割引
普通回数乗車券にあつては 6 か月

軌道用 2033 年 2 月 28 日までとする。ただし第 40 条に規定する通学用
割引普通回数券、および別の規程に定める割引普通回数券は制限しな
い。

(5) 団体乗車券および貸切乗車券 その都度定める。

(継続乗車)

第 155 条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車しないでそのま
ま旅行を継続するときに限って、その券面に表示された着駅までは第 147 条の規定に
かかわらず使用することができる。

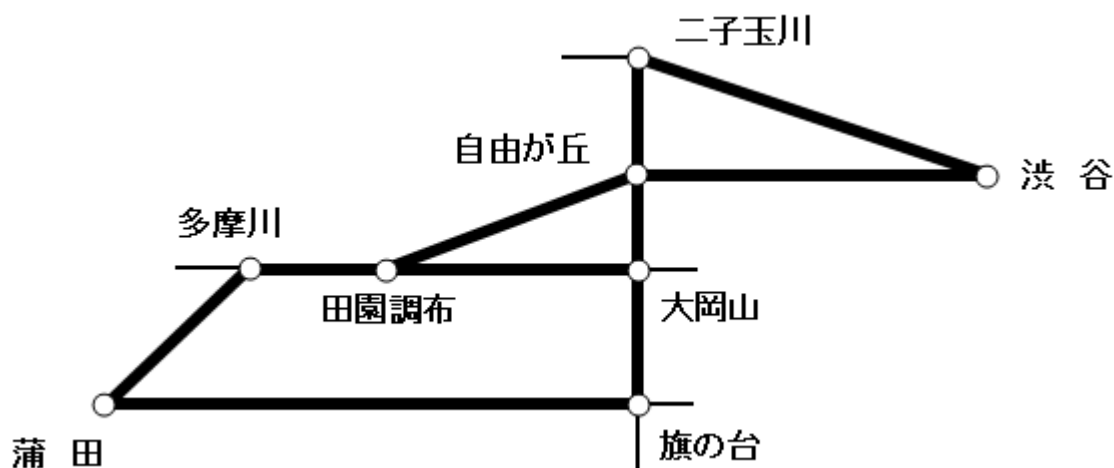
(途中下車)

第 156 条 鉄道の旅客は旅行開始後、その所持する乗車券 (定期乗車券を除く。)によ
って途中下車をすることができない。

2 軌道に乗車した旅客 (定期旅客を除く。)は、旅行開始後途中下車し再び列車に乗り
継いで旅行することはできない。

(特定区間を通過または発着する場合の選択乗車)

第 157 条 次に掲げる区間（略図中太線区間）を通過または同区間内の駅発もしくは着となる乗車券（定期乗車券を除く。）を所持する旅客は、その区間においては経路を選択して乗車することができる。ただし、選択乗車中に途中下車したときは区間変更として取扱う。



第 158 条 削除

第 163 条 削除

(割引普通回数乗車券の効力)

第 163 条の 2 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。当該普通回数乗車券を同行する旅客と同時に使用することができない。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替え)

第 164 条 定期乗車券の使用者が氏名を改めた場合は、その定期乗車券を当社に差し出して、氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 165 条 乗車券（往復または普通回数乗車券については、その使用する券片。）は、次の各号の 1 に該当する場合その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 312 条の取扱いをうけたとき。
- (3) 鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 167 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 25 条第 1 項の規定によって無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 乗車券の券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消しまたは改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券もしくは普通回数乗車券または普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯しないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 155 条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 152 条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) 削除
- (14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 168 条 定期乗車券は次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収する。

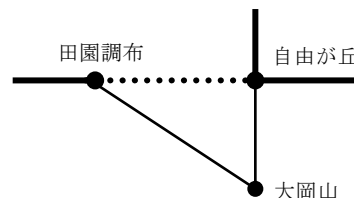
- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
 - (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
 - (4) 定期乗車券の券面に表示された事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。
 - (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第 170 条の規定によって証明書を携帯していないとき。
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外を乗車したとき。
 - (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券による他経路乗車（短絡乗車）の取扱いの特例)

第 169 条 次の各号に掲げる各駅相互発着の定期乗車券を所持する旅客に対しては、当該各号の末尾の区間または経路について別に旅客運賃を収受しないで短絡乗車の取扱いをする。この場合、短絡乗車中の途中下車の取扱いはしない。

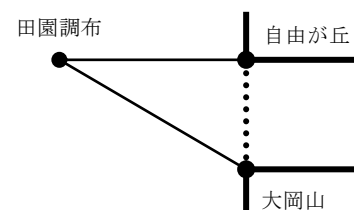
- (1) 都立大学または九品仏以遠の各駅と多摩川以遠の各駅との相互発着（大岡山経由）の定期乗車券。

自由が丘・田園調布間（東横線）経由



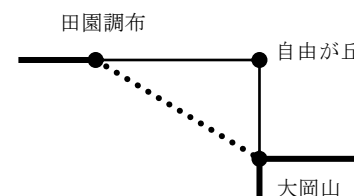
- (2) 都立大学または九品仏以遠の各駅と洗足または北千束以遠の各駅との相互発着（田園調布経由）の定期乗車券。

自由が丘・大岡山間（大井町線）経由



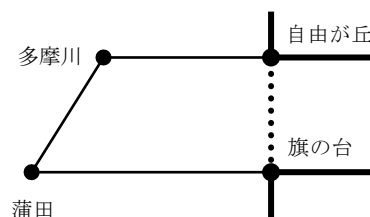
- (3) 多摩川以遠の各駅と洗足または北千束以遠の各駅との相互発着（自由が丘経由）の定期乗車券。

田園調布・大岡山間（目黒線）経由



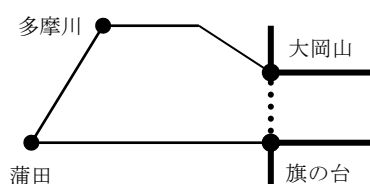
- (4) 都立大学または九品仏以遠の各駅と荏原町または荏原中延以遠の各駅との相互発着（多摩川・蒲田経由）の定期乗車券。

自由が丘・旗の台間（大井町線）経由



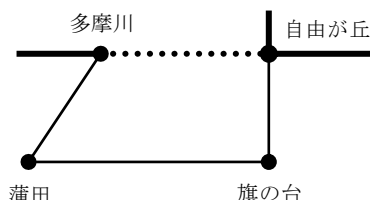
- (5) 洗足または緑が丘以遠の各駅と荏原町または荏原中延以遠の各駅との相互発着（多摩川・蒲田経由）の定期乗車券。

大岡山・旗の台間（大井町線）経由



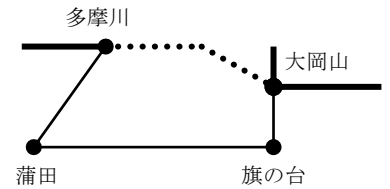
- (6) 都立大学または九品仏以遠の各駅と新丸子以遠の各駅との相互発着（旗の台・蒲田経由）の定期乗車券。

自由が丘・多摩川間（東横線）経由



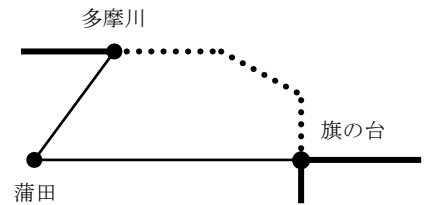
- (7) 洗足または緑が丘以遠の各駅と新丸子以遠の各駅との相互発着（旗の台・蒲田経由）の定期乗車券。

大岡山・多摩川間（目黒線）経由



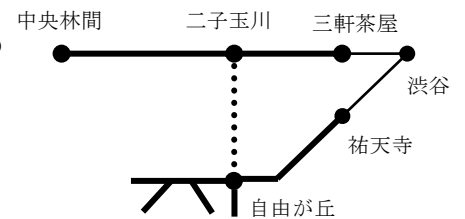
- (8) 荏原町または荏原中延以遠の各駅と新丸子以遠の各駅との相互発着（蒲田経由）の定期乗車券。

旗の台・多摩川間（大井町線・目黒線）経由



- (9) 祐天寺以遠の各駅と三軒茶屋・中央林間間の各駅との相互発着（渋谷経由）の定期乗車券。

自由が丘・二子玉川（大井町線）経由



（特定区間における定期乗車券の効力の特例）

第 169 条の 2 次の各区間を発着または通過となる定期乗車券を所持する旅客は、その券面表示に関わらず当該各号の末尾の駅で乗降することができる。

- (1) 日吉・綱島間（新綱島）
- (2) 日吉・新綱島間（綱島）

(通学定期乗車券の効力)

第 170 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表	裏
契印 証 明 書 No. _____ 下記の者は、当校 所属 部 (科) の学生 (生徒) 学年第 学年 (年度生) であることを証明する。氏名 _____ (才) 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日発行 写 真 契印 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 代表者 職 印	(注 意) (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

8.5cm

(2) 通学定期券購入兼用

表	裏																																								
契印 証 明 書 No. _____ 下記の者は、当校 所属 部 (科) の学生 (生徒) 学年第 学年 (年度生) であることを証明する。氏名 _____ (才) 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日発行 写 真 契印 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 代表者 職 印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 月 日まで有効</td> <td style="width: 70%;">通学区間 _____ 間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">発 行 年 月 日</td> <td style="width: 15%;">有効期間</td> <td style="width: 20%;">発行駅</td> <td style="width: 45%;">記 事</td> </tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効	通学区間 _____ 間	通学定期乗車券発行控		発 行 年 月 日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月		
年 月 日まで有効	通学区間 _____ 間																																								
通学定期乗車券発行控																																									
発 行 年 月 日	有効期間	発行駅	記 事																																						
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								

17cm

通学定期乗車券発行控			
発 行 年 月 日	有効期間	発行駅	記 事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

契印

証 明 書

No. _____

下記の者は、当校 所属 部 (科)
 の学生 (生徒) 学年第 学年 (年度生)
 であることを証明する。氏名 _____ (才)
 生年月日 年 月 日生
 住所 _____
 年 月 日発行

写 真

契印

発行者
 所在地
 学校名
 代表者
 氏 名

代表者
職 印

17cm

裏

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。

(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

- 備考 (1) □内には、学校種別または指定番号を表示する。
- (2) 第 36 条の規定により割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式表上部に区分を表示する。
- (3) この証明書に用いる写真は、証明書発行前 6 か月以内に撮影した縦 3cm、横 3cm の正面上半身のものとする。
- (4) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から 1 か月間に限り、省略することができる。
- (5) 中学校第 3 学年以下 (中等教育学校の前期課程を含む。) の生徒・児童および幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- (6) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発駅を表示する。

2 指定学校において、その代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

- 3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から 1 か月間とする。
- 4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第 3 節 座席指定券の効力

(座席指定券の効力)

- 第 182 条の 4** 座席指定券を所持する旅客は、その券面指定された当該列車に限って、券面に表示されている区間を乗車することができる。また、Q シート座席指定券のうち大井町線座席指定列車においては、乗車駅から長津田までの区間とする。
- 2 団体乗車券によって発売した座席指定券を所持する団体旅客は、その券面に指定された座席指定列車に、券面に表示された区間に限って乗車することができる。

(座席指定券の指定駅から乗車しない場合の取扱い)

- 第 182 条の 5** 座席指定券は、これを所持する旅客がその指定乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席を指定した座席指定券を発売することがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該座席指定券に指定された座席の使用を請求することができない。

(座席指定券が無効となる場合)

- 第 182 条の 6** 座席指定券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。
- (1) 券面表示事項が不明となった座席指定券を使用したとき。
 - (2) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
 - (3) 使用を開始した座席指定券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (4) 有効期間を経過した座席指定券を使用したとき。
 - (5) 係員の承諾を得ないで、座席指定券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (6) S-TRAIN 座席指定列車において、大人が小児の座席指定券を使用したとき。
 - (7) 座席指定券を指定以外の座席指定列車に使用したとき。
 - (8) その他座席指定券を不正の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した座席指定券を使用して座席指定列車に乗車した場合に準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 自動券売機等で発売する乗車券
- (2) 臨時に発売する乗車券
- (3) 軌道用乗車券
- (4) その他特殊の乗車券

(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)

第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断または入缺する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券類の様式は必要によって、次の各号に規定するところにより変更することができる。

(1) 前条第1項に規定する表示事項

- ア 表示事項の一部の裏面表示
- イ 表示事項の配列の変更

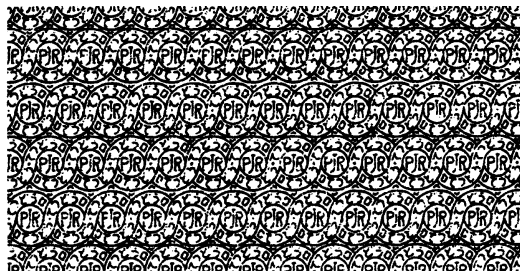
(2) 前号以外の様式

- ア 乗車券類の寸法の変更
- イ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更
- ウ 表示事項の一部の省略または追加

- 3 乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。
- 4 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。
 - (1) 小児用の乗車券類 「小」
 - (2) 学生用の乗車券 「学」または「学小」

(字模様の印刷)

第 186 条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次の字模様を印刷する。



備考 地模様の印刷は、自動機は淡赤色、補充券類は淡緑色とする。

ただし、必要に応じて着色を変更することができる。

(乗車券類の駅名等の表示方)

第 187 条 乗車券類の駅名、旅客運賃の表示方は次の各号による。

- (1) 乗車券の発駅名、着駅名は旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、実際に乗降する駅名を表示する。
- (2) 普通片道乗車券にあつては、着駅名を「東急線何円区間」の例により金額をもって、または発着駅名を略図をもって表示することがある。
- (3) 同一方向に旅客運賃同額区間がある場合の着駅名は、最遠駅名を表示することがある。
- (4) 普通回数乗車券にあつては、発駅名を乗車の際表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示することがある。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

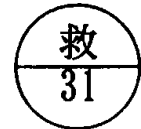
第 188 条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券面の表面に次の各号に定める記号の表示および押印等を行う。

(1) 旅客運賃を割引するもの

ア 第 93 条の規定による被救護者割引

(ア) 被救護者用

- ・ 窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- ・ 補充券で発売する場合の券面表示 (右)



(イ) 付添人用

- ・ 窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- ・ 補充券で発売する場合の券面表示 (右)



イ 第 107 条第 1 号の規定による学生割引

- ・ 窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- ・ 世田谷線普通回数乗車券の券面表示 (中)
- ・ 補充券で発売する場合の券面表示 (右)



ウ 第 107 条第 2 号の規定による学生割引

- 窓口処理機で発売する場合の券面表示 (左)
- 世田谷線普通回数乗車券の券面表示 (中)
- 補充券で発売する場合の券面表示 (右)



エ 第 94 条の 2 の規定による乗継割引



(2) 大人用の補充乗車券を小児用に代用するもの



(3) 旅客運賃を後払いとするもの



(4) 再交付するもの



(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、
期間の継続する新たな定期乗車券を、
その有効期間の開始日前から有効と
させるもの



(6) 当社が特に認めたカードで発売するもの



2 常備式の乗車券に前項第 1 号に規定する割引記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃を訂正しない。

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通乗車券の様式

(片道乗車券の様式)

第 189 条 片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 鉄道自動券売機用金額式 大人・小児用 (裏無地)

ア 普通券 (大人・小児)



イ 乗継割引用 (旅客鉄道線連絡・他社線連絡)



ウ 連絡用 (旅客鉄道線連絡・他社線連絡)



(2) 削除

(往復乗車券の様式)

第 193 条 往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 自動券売機用 (裏無地)



(2) 削除

第 2 款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第 199 条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 定期券発行機用 (表)

通勤 1 か月	小	(東急電鉄)	小中	No 1234
あざみ野 ↔ 町田				
経由: 田園都市線・長津田・横浜線			-1 月 11 日から	
2016.-2.10			まで	継続
00000000円			10才	2016.-1.10
2016.-1.10			トウキョウ ハナコ様	長津田駅 1

縦 5.75 センチメートル 横 8.5 センチメートル

(2) 定期券発行機用 (クレジット C) (表)

通勤 1 か月	(東急電鉄)	No 1234
横 浜 ↔ 渋谷		
経由: 東横線		
-4 月 11 日から		
2016.-5.24		
まで		
再		
00000000円		
21才		
2016.-4.11		
トウキョウ タロウ様		
信調 14		
クレジット		
渋谷駅 1		

(3) 自動券売機用 (表)

通勤 1 箇月	小	(東急電鉄)	No.0000
			0000-00000
代官山 ↔ 多摩川			
経由 東横線			00月00日から
0000.-0.00			まで
			継続
000000円			00才
0000.00.00			0000.00.00
トウキョウ			テ ンテツ様
			代官山駅発行000

(4) 自動券売機用 (クレジット C) (表)

通勤1箇月	(東急電鉄)	No.0000
二子新地 ↔ 大 宮		
経由 二子玉川・自由が丘・田園調布・大岡山・ 旗の台・蒲田・田・王子・東北		00月00日から
0000.-0.00		まで
000000円	トウキュウ	00才
0000.00.00	テンテツ様	代官山駅発行000

磁気式定期券乗車券 (裏)

定期乗車券使用上のご注意

1. 自動改札機のある駅では、自動改札機をご利用ください。(次回定期乗車券がご利用になれなくなる場合がございます。)
2. 定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
通学定期乗車券使用の場合は、証明書等を携帯してください。
3. 定期乗車券は、折り曲げたり磁気を帯びたものに近づけないようお願いいたします。
4. 定期乗車券は入場券としては使用できません。
5. 正当に使用されなかった場合は定期乗車券を無効として回収し、その期間の全区間の普通旅客運賃と所定の増運賃をいただきます。
(1) 使用資格・氏名・年齢・乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき。
(2) 券面の表示事項をぬり消しまたは改変して使用されたとき。
(3) 記名人以外の方が使用されたとき。
(4) 区間の連続していない他の乗車券を併せて使用し、その各券片に表示された区間と区間との間を無礼で乗車されたとき。
(5) 有効期間以外または有効区間以外に使用されたとき。
(6) その他正当に定期乗車券を使用されなかったとき。
6. 不要になった場合は、所定の手数料を収受の上規定に基づき払い戻しをいたします。(払戻額がない場合もございます。)
7. 本券(磁気式定期乗車券)を紛失した場合は再発行いたしません。
8. この他、定期乗車券の取扱い、ご利用社局における旅客営業規則等の規程によります。

(5) 削除

(補充定期乗車券の様式)

第 201 条 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 鉄道用

ア. 通勤用 (表)

通勤	か月	(東急電鉄)	No	0123
↔				
経由(			)	年 月 日から
	年	月		日まで
円		様	才	クレジット
年 月 日		駅発行		現金 後払

イ. 通学用 (表)

通学	か月	(東急電鉄)	No	0123
学 ↔				
経由(			)	年 月 日から
	年	月		日まで
円		様	才	クレジット
年 月 日		駅発行		現金 後払

縦 6cm×幅 8.5cm

(2) 軌道用

ア. 通勤用 (表)

通勤	か月	(東急電鉄)	No	0123
下高井戸 ↔ 三軒茶屋				
経由(	世田谷線		)	年 月 日から
	年	月		日まで
円		様	才	クレジット
年 月 日		駅発行		現金 後払

イ. 通学用 (表)

通学	か月	(東急電鉄)	No	0123
学 下高井戸 ↔ 三軒茶屋				
経由(	世田谷線		)	年 月 日から
	年	月		日まで
円		様	才	クレジット
年 月 日		駅発行		現金 後払

縦 6cm×幅 8.5cm

ア. 通勤用裏面 (鉄道・軌道共通)

自動改札機はご利用になれません

1. 定期券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
2. 次のような場合は、定期券を無効として回収し、全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。
 - (1) 使用資格、氏名、年令、区間その他の事実を偽って使用されたとき。
 - (2) 記名人以外の方が使用したとき。
 - (3) 有効期間外または有効区間外に使用されたとき。
 - (4) 券面表示事項を改変して使用されたとき。
 - (5) その他正当に定期券を使用されなかったとき。
3. 有効期間が切れたり、不用になったりしたときは、係員まで直ちにお願いします。

東急電鉄株式会社

イ. 通学用裏面 (鉄道・軌道共通)

自動改札機はご利用になれません

1. 定期券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
また、通学定期券をお持ちのお客様は、身分証明書もお見せください。
2. 次のような場合は、定期券を無効として回収し、全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。
 - (1) 使用資格、氏名、年令、区間その他の事実を偽って使用されたとき。
 - (2) 記名人以外の方が使用したとき。
 - (3) 有効期間外または有効区間外に使用されたとき。
 - (4) 券面表示事項を改変して使用されたとき。
 - (5) その他正当に定期券を使用されなかったとき。
3. 有効期間が切れたり、不用になったりしたときは、係員まで直ちにお願いします。

東急電鉄株式会社

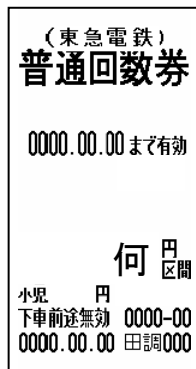
第 3 款 回数乗車券の様式

(常備回数乗車券の様式)

第 203 条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 鉄道用 (こどもの国線を除く)

通学用割引普通回数乗車券 (放大・通高)、割引普通回数乗車券



(2) 鉄道用 (こどもの国線)

通学用割引普通回数乗車券 (放大・通高)、割引普通回数乗車券



- 備考 (1) 券番は、親番に付属して、1 番からの連番を表示する。
- (2) 券面中央部余白に乗車駅名または乗車駅コードを印字する。(自動改札機のみ)
- (3) 第 40 条に規定する通学用割引普通回数乗車券にあつては、第 188 条(1)イまたはウに定める表示を、別の規程の定めるところによる割引にあつては、その規程で定める割引表示を券面に行い発行する。
- (4) 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。

(3) 軌道用

ア 通学用（放大）割引普通回数乗車券

(2023 年 3 月 18 日からの様式)

(2023 年 3 月 17 日までの様式)



(以下省略)

(以下省略)

※2019 年 10 月 1 日からの様式は、券番を除き表裏同一

イ 通学用（通高）割引普通回数乗車券

(2023 年 3 月 18 日からの様式)

(2023 年 3 月 17 日までの様式)



(以下省略)

(以下省略)

※2019 年 10 月 1 日からの様式は、券番を除き表裏同一

ウ 割引普通回数乗車券

(2023 年 3 月 18 日からの様式)



(以下省略)

※2019 年 10 月 1 日からの様式は、券番を除き表裏同一

(2023 年 3 月 17 日までの様式)



(以下省略)

第 204 条 削除

第 4 款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第 208 条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

ア 収入管理システム発行の団体乗車券

(東 急 電 鉄)									
種 類	団 体 乗 車 券								
	お客さま用 甲 冊 No.								
団 体 名 又 代表者名					引受 番号	第 号		第 号	
人 員				大 人	小 児	教職員 付添人	旅行者 (有)	旅行者 (無)	合 計
一人 当り 旅行 運賃・ 料金	普通運賃 円		割引	円	円	円	円	円	円
	割引運賃 円								
	料 金 円		無賃 人	円	円	円	円	円	円
	普通運賃 円			円	円	円	円	円	円
	割引運賃 円								
	料 金 円			円	円	円	円	円	円
	普通運賃 円			円	円	円	円	円	円
	割引運賃 円								
	料 金 円			円	円	円	円	円	円
									円
	備 考								

行 程					席 番	
乗車月日	列車種別 列車名	列車番号 (時・分)	区 間	[着駅名×印の駅では 途中下車できません。]	号 車	座席番号
・			→			
・			→			
・			→			
・			→			
・			→			
・			→			
・			→			
・			→			
・			→			
・			→			

記 事					責 任 人 員	人
					保 証 金	円／ 諸料 号
					発 行 年 月 日	年 月 日
					発 行 駅	駅

縦 29.7cm×幅 21cm

イ 団体用座席指定券兼補充団体乗車券

(東 急 電 鉄)																		
種 類		団 体 乗 車 券						甲 冊 No.										
団 体 名 又 代 表 者 名						引 受 番 号		第 号		第 号								
人 員						大 人		小 児		教 職 員 付 添 人		旅 行 業 者 (有)		旅 行 業 者 (無)		合 計		
						人		人		人		人		人		人		
一 人 当 り 旅 行 運 賃 ・ 料 金	東 急	普通運賃		円	割引	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		割引運賃		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		料 金		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		普通運賃		円	割引	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		割引運賃		円	無賃 人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		料 金		円	無賃 人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		普通運賃		円	割引	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		割引運賃		円	無賃 人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		料 金		円	無賃 人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
備 考																円		

行 程						席 番	
乗車月日	列車種別 列車名	列車番号 (時・分)	区 間	(着駅名×印の駅では 途中下車できません。)	号 車	座席番号	
・				→			
・				→			
・				→			
・				→			
・				→			
・				→			
・				→			
・				→			
・				→			

記 事	責 任 人 員				人	
	保 証 金				円 / 證 料 号	
	発 行 年 月 日				年 月 日	
	発 行 駅				駅	

縦 29.7cm×幅 21cm

(出 札 証 明 欄)																
旅 行 開 始 前 の 減 少 人 員																
第 1 回	大人	小児	教職員 付添人	旅行者 (有)	旅行者 (無)	合 計		第 2 回	大人	小児	教職員 付添人	旅行者 (有)	旅行者 (無)	合 計		
	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人
	取消の指定席					申 出 日 時			取消の指定席					申 出 日 時		
	列車名	指定席			月 日		列車名		指定席			月 日				
		号車			時 分				号車			時 分				
		号車			取 扱 駅 所				号車			取 扱 駅 所				
		号車							号車							
		号車							号車							
		号車							号車							
		号車							号車							

(改 札 証 明 欄)							乗 車 駅	降 車 駅
旅 行 開 始 後 の 実 際 乗 降 人 員								
大 人	小 児	教 職 員 付 添 人	旅 行 業 者 (有)	旅 行 業 者 (無)	合 計			

(注意)旅行開始後においては、特別な場合を除いて、旅客運賃・料金の払いもどしをいたしません。

※裏面は、ア、イ共に共通とする。

第 5 款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第 209 条 貸切乗車券は、前条に規定する補充団体乗車券の様式の「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第 6 款 座席指定券の様式

(座席指定券の様式)

第 219 条 座席指定券の様式は、次のとおりとする。

(1) S-TRAIN 座席指定列車 自動券売機、指定券券売機および窓口処理機発行



縦 5.75 センチメートル 横 8.5 センチメートル (裏無地)

(2) Q シート座席指定列車 改札窓口発行

ア 1 席購入

イ 2 席同時購入



(裏無地)

(車内座席指定券の様式)

第 221 条 車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。

(1) S-TRAIN 座席指定列車 車内座席指定券

ア 座席割当あり

イ 座席割当なし

ウ 加算額なし

車内列車指定券	
3月25日 S-TRAIN1号	
横浜 - 西武秩父	
座席	7号車 9A 大人
合計	1,260円
指定料金	1,060円
車内ノ料	200円
指定列車に限り有効	
123-00021	
2017/03/25 07:21 東急電鉄 発行	

車内列車指定券	
3月25日 S-TRAIN1号	
自由が丘 - 渋谷	
座席	指定なし 小児
合計	380円
指定料金	180円
車内ノ料	200円
指定列車に限り有効	
123-00028	
2017/03/25 07:28 東急電鉄 発行	

車内列車指定券	
3月25日 S-TRAIN5号	
自由が丘 - 石神井公園	
座席	1号車 14F 大人
指定料金	860円
指定列車に限り有効	
123-00042	
2017/03/25 20:49 東急電鉄 発行	

(裏無地)

(2) Q シート座席指定列車 車内座席指定券および座席変更券

ア 1 席購入

イ 2 席購入

列車指定券	
12月25日 191号	
大井町発	19時30分
座席	3号車 15E
指定料金	500 円
指定の列車・座席に限り有効	
XXXX	
20xx/12/25 19:02 トレインクルー	

列車指定券	
6月20日 192号	
横浜発	19時30分
渋谷着	20時02分
座席	5号車 13F
指定料金	500円
指定の列車・座席に限り有効	
5948	
2023/06/20 16:36 東横トレインクルー	

列車指定券	
12月25日 191号	
大井町発	19時30分
座席	3号車 12A 3号車 12B
指定料金	1,000 円
指定の列車・座席に限り有効	
XXXX	
20xx/12/25 19:02 トレインクルー	

列車指定券	
6月20日 193号	
渋谷発	19時35分
横浜着	20時09分
座席	5号車 12A 5号車 12B
指定料金	1,000円
指定の列車・座席に限り有効	
5949	
2023/06/20 16:54 東横トレインクルー	

(裏無地)

(3) S-TRAIN 座席指定列車 車内精算券

ア 車内精算券
座席割当あり

車内精算券	
3月25日 S-TRAIN 3号	
自由が丘 - 池袋	
座席	7号車 9A 大人
精算金額	210円
指定列車に限り有効	
123-00029	
2017/03/25 17:39 東急電鉄 発行	

イ 車内精算券
座席割当なし

車内精算券	
3月25日 S-TRAIN 3号	
自由が丘 - 池袋	
座席	指定なし 大人
精算金額	220円
指定列車に限り有効	
123-00033	
2017/03/25 17:40 東急電鉄 発行	

(裏無地)

(4) Q シート座席指定列車 座席変更券

ア 座席変更券 (現金購入)

座席変更券	
12月25日	191号
大井町発	19時30分
変更前の座席	3号車 15E (現金)
座席	3号車 14E
指定の列車・座席に限り有効	
XXXX	
2018/12/25 19:02 トレインクルー	

座席変更券	
6月20日	193号
渋谷発	19時35分
横浜着	20時09分
変更前の座席	5号車 13F (現金)
座席	5号車 13E
指定の列車・座席に限り有効	
5948	
2023/06/20 17:04 東横トレインクルー	

イ 座席変更券 (web 購入)

座席変更券	
12月25日	191号
大井町発	19時30分
変更前の座席	3号車 15F (Web)
座席	3号車 14F
指定の列車・座席に限り有効	
XXXX	
2018/12/25 19:02 トレインクルー	

座席変更券	
6月20日	193号
渋谷発	19時35分
横浜着	20時09分
変更前の座席	5号車 13F (Web)
座席	5号車 13E
指定の列車・座席に限り有効	
5948	
2023/06/20 17:04 東横トレインクルー	

(裏無地)

(座席指定特別補充券の様式)

第 221 条の 2 座席指定特別補充券の様式は、次のとおりとする。

(1) S-TRAIN 座席指定列車 座席指定特別補充券

(表)

(東急電鉄) 甲 冊 0100-01

列車指定車内補充券 車内係員発行

日付	10	20	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

種別 S-TRAIN

列車番号	号	座席番号	号車	番	指定なし
------	---	------	----	---	------

事由 指定 精算 座席割当 未使用証 小児 紛失

原券 指定 Smooz なし 車内 あり なし

金額	3000	2000	1000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
円	90	80	70	60	50	40	30	20	10	領収額なし		

記事

駅から	まで	駅から	まで
渋谷		新宿三丁目	
自由が丘		池袋	
横浜		石神井公園	
みなとみらい		所沢	
元町・中華街		入間市	
		飯能	
		西武秩父	
		西武球場前	

①自動改札機に入れないで下さい

(裏)

ご 案 内

- (1) 車内で列車指定券を購入する場合は、定められた料金に 200 円 (大人・小児同額) を加算いたします。
- (2) 乗りこしの際に不足額がある場合は、差額を精算いたします。
- (3) 上記 (1) (2) の場合、座席を指定しない場合があります。座席の指定が受けられなかったときは、座席指定を受けた列車指定券を、お持ちのお客さまが見えまして席をおゆずりください。
- (4) 本券は指定された列車のみ有効で、途中下車されると前途無効となります。
- (5) 次の場合は、表示を省略いたします。
大人用

(2) Q シート座席指定列車 座席指定特別補充券

(表)

(東横線)

(東急電鉄) 甲 冊 0100-01

東横線Qシート列車指定車内補充券 車内係員発行

発行日	年	月	日
-----	---	---	---

事由 発売 払戻 座席変更 再収受 未収受

列車	号	座席	号車	番	席
----	---	----	----	---	---

領収額 円 領収額なし

記事

駅から	まで	駅から	まで	駅から	まで
渋谷		多摩川		横浜	
中目黒		武蔵小杉			
学芸大学		日吉			
自由が丘		綱島			
田園調布		菊名			

①自動改札機に入れないでください

(大井町線)

(東急電鉄) 甲 冊 0100-01

Qシート列車指定車内補充券 車内係員発行

発行日	年	月	日
-----	---	---	---

事由 発売 払戻 座席変更 再収受 未収受

乗車駅	大井町	度の台	大岡山	自由が丘
-----	-----	-----	-----	------

列車	号	座席	3号車	番	席
----	---	----	-----	---	---

領収額 円 領収額なし

記事

①自動改札機に入れないでください

(裏)

ご 案 内

- (1) 本券は指定された列車の座席に限り有効で途中下車されると前途無効となります。
- (2) 列車指定券を紛失等のため、再度料金をお支払いいただいた場合、本券は再収受の証明書となります。
紛失した列車指定券を発見された場合は、本券と共に当社指定の払いもどし箇所にお持ちいただきますと、料金を払いもどしいたします。
・本券発行日の翌日から1年間有効です。
・払いもどしには、所定の手数料をいただきます。

第 3 節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第 224 条 特別補充券は、この章の第 1 節および第 2 節に規定する乗車券類の代用として発行する。

2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 出札補充券
- (2) 改札補充券
- (3) 削除
- (4) 削除

(特別補充券の様式)

第 225 条 特別補充券の様式は、次のとおりとする。

(1) 出札補充券および改札補充券

(表)

(東急電鉄)		甲 冊 0100-01	
事 由		領 収 額 Amount Received	
		¥	円
原 券	月 日 から 有効 別 号	円	ゆき
經由		から	まで
収受又は 変更区間	經由	から	まで
人 員	大人Adult 小児Child 学割	発売日共 Good for	日間 有効 Days
指 定	月 日 乗車駅発	時 分	号車 番 席
記 事			
年 月 日 駅発行			
入録・途中下車印			

(裏)

(ご 案 内)

- (1) 当社線内各駅相互発着のものと、旅客鉄道会社線または連絡会社線または着となる乗車券として発行したものは、途中下車されると、前途無効になります。
- (2) 当社が発売する旅客鉄道会社線との連絡乗車券では、新幹線はご乗車になれません。
- (3) 列車や座席を指定して発売したものは、その指定された列車1回に限り有効です。

高さ 13.2cm×幅 8.2cm

- 備考 (1) この様式は改札補充券のものとし、出札補充券にあつては、表面の「何駅発行」を「何駅(出)発行」と表示する。
- (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

(2) 削除

(3) 削除

2 削除

第 6 章 乗車券類の改札および引渡し

第 1 節 通則

(乗車券類の改札)

第 228 条 乗車の目的で乗降場に入場し、またはそこから出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して自動改札機または係員の改札をうけ、定められた場所から入出場しなければならない。

2 旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

3 前項の規定によるほか軌道に乗車する目的で入場または乗車しようとする者は、定められた箇所から入場または乗車し乗車券の引渡しまたは所定の旅客運賃の支払いをしなければならない。

(乗車券類の引渡し)

第 229 条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失いもしくは不明となった場合またはその乗車券を使用する資格を失った場合はそれを係員に引き渡すものとする。

第 2 節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札・引渡しおよび運賃の納入)

第 230 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受け（入鋏省略と表示のある乗車券を除く。）、旅行を終了した際にこれを自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。ただし、軌道においては旅行を開始する際、駅または車両に備え付けの運賃箱に相当旅客運賃を納入するものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第 231 条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際これを自動改札機に投入または係員に呈示してその改札を受けるものとする（入場改札省略駅を除く。）。旅行を終了したとき、途中下車をするときおよび乗継ぎをするときも同様とする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了したときは、直ちにこれを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡し)

第 232 条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、当該乗車券を自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受け（入場改札省略駅を除く。）、旅行を終了したときは、これを自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。ただし、軌道においては、旅行を開始する際、当該乗車券を駅または車内に備え付けの運賃箱に納入するものとする。

(団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し)

第 233 条 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始するとき、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。ただし、入場改札省略駅を除く。

2 前項の引率者は、団体旅客または貸切旅客が全行程の旅行を終了したとき、その所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

3 前各項の規定にかかわらず軌道において旅行を開始する際、当該乗車券の引渡しをするものとする。

第 3 節 座席指定券の改札および引き渡し

(座席指定券の改札・引き渡し)

第 236 条の 3 座席指定券を使用する旅客は、当該列車に乗車したときは、その座席指定券を係員に呈示してその改札を受け、また、使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第237条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内において行う。
ただし、旅客運賃・料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限り取扱う。

(払いもどし請求権行使の期限)

第238条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第282条、第282条の2、第284条、第285条、第288条および第289条の規定により、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1か年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

(乗車変更をしている乗車券類について旅客運賃・料金の収受または払いもどしをする場合の既収額)

第240条 乗車変更の取扱いをしている乗車券類について、旅客運賃・料金の収受をする場合（乗車変更をしている乗車券類によって更に乗越しする場合等）は、旅客が現在所持している乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金を収受しているものとして収受の計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 1 款 通則

(乗車変更の種類)

第 241 条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 当該乗車券類による旅行開始前に申し出があった場合

乗車券類変更

(2) 当該乗車券類による旅行開始後または使用開始後に申し出があった場合

ア 区間変更

イ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第 242 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。ただし、第 248 条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 243 条 区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券または普通回数乗車券を所持する旅客に対しては乗車変更の取扱いをしない。ただし、別に定める乗継割引旅客運賃適用区間連絡における乗継割引普通乗車券はこの限りでない。

(座席指定券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第 244 条 S-TRAIN 座席指定列車において、乗車する列車を指定した座席指定券を所持する旅客が乗車変更する場合は、変更しようとする列車に相当の座席に余裕がある場合に限って取扱う。

2 座席を指定する列車に乗車する団体旅客は乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第 245 条 有効期間を経過した乗車券類を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(別途乗車)

第 247 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときまたは旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間については、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

- 2 旅客が乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合または当該駅から折り返して原乗車券の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。

第 2 款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第 248 条 普通乗車券または座席指定券（Q シート座席指定列車を除く。）を所持する旅客は、旅行開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる座席指定券について、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。

- 2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、次の各号により旅客運賃・料金を計算する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

(2) 座席指定券

新たな区間に対する座席指定料金を収受し、既に収受した料金の払いもどしをする。

第 3 款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第 249 条 普通乗車券および座席指定券(Q シート座席指定列車を除く)を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅または経路について、次の各号に定める変更(この変更を「区間変更」という。)をすることができる。ただし、座席指定券については、乗車列車が変更とならない場合に限る。

- (1) 着駅または営業キロ程を、当該着駅をこえた駅または当該営業キロ程をこえた営業キロ程への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 前項に規定する取扱いをする場合は、次の各号により取扱う。

(1) 普通乗車券

原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

(2) 座席指定券

原座席指定券に対する既に収受した料金と、実際の乗車区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(団体乗車券変更)

第 253 条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って区間変更することができる。ただし、これらの変更は輸送上の支障がない場合に限って取扱い、また、座席指定券の変更がともなう場合は取扱いをしない。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。

(1) 着駅を当該着駅をこえた駅に変更する場合

変更区間について、旅客運賃収受人員または変更人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。

- (2) ア 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更の場合
イ 経路を、当該経路と異なる経路への変更の場合

変更区間に対する旅客運賃収受人員または変更人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗車区間に対する同一の計算による無割引の普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第 3 節 旅客の特殊取扱い

第 1 款 通則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第 261 条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第 263 条 旅客は、第 148 条等の規定により、小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については、払いもどしを請求することができない。

第 2 款 乗車券類の無札および無効

(乗車券類の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 264 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
 - (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入缺を受けないで乗車したとき。ただし、旅客が悪意なく、その証明のできる場合は、この限りでない。
 - (3) 第 167 条または第 168 条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む。)で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒みまたは取集めの際に引渡しをしないとき。
 - (5) 軌道において乗車券の呈示および相当旅客運賃を備付けの料金箱に納入しないで乗車したとき。
- 2 旅客が第 167 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の普通回数乗車券で乗車した場合は、前項の規定にかかわらず、各普通回数乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を、その普通回数乗車券の使用された券片の少ない方の使用済みの券片に対して、1 券片毎に 1 回ずつ乗車したとみなして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を、当該旅客から収受する。
- 3 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から収受する。

- 4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第 167 条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけをその団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 265 条 第 168 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第 168 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（同項第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合は、その発売の日から、同項第 9 号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日から、それぞれ無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を毎日 1 往復（または 2 回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、普通回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および普通回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外を通じた区間を、その普通回数乗車券の使用された券片に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第 168 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したときおよび同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

第 266 条 第 264 条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車等の出発駅（出発駅の異なる 2 個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車等のある場合でその接続列車等に乗車したことが明らかなときは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(座席指定券等の無札および不正使用旅客に対する座席指定料金・増料金等の収受)

第 267 条 第 264 条および第 266 条の規定は、座席指定券に準用する。

第 3 款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第 268 条 旅客が旅行開始後乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第 264 条および第 266 条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して増運賃・増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅または Q シート座席指定列車内において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用

の旅客はこの限りでない。

3 第 1 項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃の払いもどし)

第 269 条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを払いもどし取扱い駅（座席指定券においては、第 273 条に規定する駅）に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 140 円（連絡乗車券については 220 円、座席指定券は 1 席につき 100 円）を支払いその旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 か年間を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第 270 条 旅客が団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは第 268 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券または貸切乗車券を再交付することがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について、すでにその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第 271 条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 140 円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220 円とする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復を条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は前項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃から、すでに使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の普通回数乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚（普通回数乗車券は同一親番の 11 券片を 1 枚とする。）につき 220 円を支払うものとする。

2 前項の規定による定期乗車券の払いもどしは、第 271 条の規定にかかわらず、当社の指定した箇所において取扱うものとする。

(旅行開始前の座席指定料金の払いもどし)

第 273 条 旅客は座席指定券が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までに、これを次の各号に掲げる駅に差し出したときに限って、既に支払った座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として座席指定券 1 席につき 100 円を支払うものとする。

ただし、Q シート座席指定列車において、2 席同時に購入された場合は、払いもどしにおいても 2 席同時の払いもどしとなる。この場合は、1 席のみの払いもどしは行わないものとする。

(1) S-TRAIN 座席指定列車

東横線各駅

(2) Q シート座席指定列車

①東横線

渋谷、中目黒、学芸大学、自由が丘、田園調布、多摩川、武蔵小杉、日吉、綱島
菊名、横浜

②大井町線

大井町、旗の台、大岡山、自由が丘、二子玉川、溝の口、鷺沼、たまプラーザ
あざみ野、青葉台、長津田、中央林間

(旅行開始前の団体旅客運賃、貸切旅客運賃または料金の払いもどし)

第 273 条の 2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃、貸切旅客運賃または料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円 (座席指定券を発行したものについては、別に当該座席指定券に対し、前条に規定する払いもどし手数料に相当する額) を支払うものとする。

2 団体旅客または貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどすことがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 274 条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券は前途に対して無効として回収し、旅客運賃の払いもどしはしない。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第 271 条の規定を適用する。

(不乗区間に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第 275 条 旅客は、第 148 条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間について、旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 277 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となったときは、有効期間内である場合に限って、これを当社の指定した箇所に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 か月未満の経過日数は 1 か月として計算する。

3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が 1 か月または 3 か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が 2 か月のときは、1 か月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
- (3) 使用経過月数が 4 か月のときは、3 か月と 1 か月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が 5 か月のときは、3 か月と 1 か月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 277 条の 2 旅客は普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限ってこれを駅に差し出して、すでに支払った 1 枚の回数旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃と手数料 220 円を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの（第 40 条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。）であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30 日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、またはすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 140 円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については、220 円とする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき
- (2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき

- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

- 3 定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第 1 項および第 2 項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が第 1 項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

（傷い疾病等の場合の証明）

第 279 条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実を認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

（有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例）

第 280 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終列車に乗りおくれた場合、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長、または手数料として乗車券 1 枚につき 140 円（連絡乗車券については、220 円）を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第 5 款 運行不能および遅延

（列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方）

第 282 条 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また普通回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還および他経路乗車の取扱いに限ってこれを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

イ 第 284 条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

ウ 第 285 条に規定する他経路乗車ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から 2 時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、または着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。

ア 第 282 条の 2 に規定する旅行の中止および旅客運賃の払いもどし

イ 第 284 条に規定する無賃送還および旅客運賃の払いもどし

- 2 旅客は、旅行開始前に前項に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限ってこれを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

（旅行中止による旅客運賃の払いもどし）

第 282 条の 2 前条第 1 項の規定により旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出した場合は、旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃の払いもどしをする。ただし、乗継割引片道普通乗車券については、払いもどしする区間に対して割引の適用のないときに限り、無割引の普通旅客運賃を払いもどしする。

（無賃送還の取扱方）

第 284 条 旅客の無賃送還の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券面に表示された駅までとする。
 - (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車（座席指定列車を除く。）による。
 - (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他の経路による。
 - (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
 - (5) 旅客が第 2 号および第 3 号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。
- 2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、普通回数乗車券を使用する旅客については払いもどしの取扱をしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、すでに収受した旅客運賃の全額
 - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときまたは無賃送還中の途中駅に下車したときは次に定める額
 - ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
 - イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃
- 3 第1項の無賃送還を行った場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

- 第 285 条** 第 282 条第 1 項の規定による他経路乗車を取扱う場合、旅客は、同一目的地に至る最短経路による乗車をすることができる。この場合は他の経路による乗車中に、途中下車をすることができない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、すでに収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引の旅客運賃によって計算する。
- 3 定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客について第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどしおよび不足額の収受をしない。
- 4 第1項の規定により定期乗車券を使用する旅客が他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(旅客運賃の払いもどし駅)

- 第 286 条** 第 282 条の 2、第 284 条または前条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号の定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。
- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
 - (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還の終えた駅
 - (3) 他経路乗車の取扱いを受ける旅客は、旅行終了駅

(運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第 288 条 定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅（定期乗車券については、当社の指定した箇所）に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2 区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第 37 条第 2 項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数）で除し、その 1 円未満のは数を 1 円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じは数計算した額

ア 有効期間が 1 か月のものにあっては 30 日

イ 有効期間が 3 か月のものにあっては 90 日

ウ 有効期間が 6 か月のものにあっては 180 日

(2) 普通回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額

(座席指定列車の運行不能の場合の座席指定料金の払いもどし)

第 289 条 座席指定券を所持する旅客は、次の各号の 1 に該当する場合は、その座席指定料金の全額の払いもどしを、第 273 条に規定する駅に請求することができる。

(1) 運輸上の支障その他、当社の責めに帰する事由によって指定された座席指定列車の全部、または乗車後その一部を乗車することができなくなったとき。

(2) 座席指定列車の運行不能または遅延のため第 282 条の規定によって発駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき。

2 旅客は座席指定券購入の際、一部区間が不通であることを承諾して購入した座席指定券については、前項の規定にかかわらず、当該座席指定料金の払いもどしを請求することができない。

(運行不能の場合の特殊取扱方)

第 289 条の 2 軌道が運行不能となった場合は、第 282 条第 1 項第 1 号および第 2 号、第 282 条の 2、第 284 条、第 286 条第 1 号および第 2 号ならびに第 288 条に定めるところによるほか、別に定めるところにより特殊取扱いをするものとする。

(運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

第 290 条の 3 旅客は、第 282 条または第 307 条第 4 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から前条または第 307 条第 4 項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、または第 307 条第 2 項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第 3 項の規定による協力の求めに応じたことにより列車および他の交通機関に乗車船または搭乗することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第 6 款 誤乗および誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第 291 条 旅客（定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車（座席指定列車を除く。）によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱い方)

第 292 条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が、無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間およびすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券類誤購入の場合の取扱い方)

第 293 条 旅客が、駅名の類似その他の事由により誤ってその希望するものと異なった着駅もしくは経路の乗車券類を購入した場合であって係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃・座席指定料金と正当な旅客運賃・座席指定料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第 8 章 入場券

(入場券の発売)

第 294 条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持しなくてはならない。ただし、6 才以上の入場券所持者が随伴する 6 才未満の者 2 人までについては、この限りでない。

2 入場券は駅において、自動券売機または係員により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻を表示して発売する。

(入場券の料金)

第 295 条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 140 円

小児 70 円

(入場券の効力)

第 296 条 入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限って使用することができる。

2 入場券所有者は列車に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第 297 条 入場券は、次の各号の 1 に該当する場合は無効として回収する。

(1) 券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) 大人が小児の入場券を使用したとき。

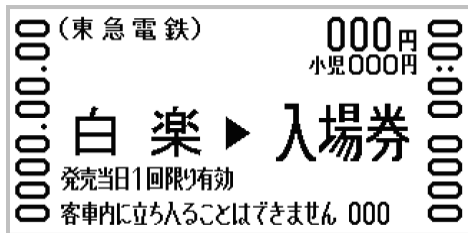
(4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用した場合に準用する。

(入場券の様式)

第 298 条 入場券は、次の様式により印刷したものに、その表面左端に発行日付印を押したものとする。

(1) 自動券売機用



(入場券の改札および引渡し)

第 299 条 入場券は、入場の際に自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受けるものとする。ただし、入場改札省略駅を除く。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。

3 入場券は、その効力を失った場合は、直ちに係員に引き渡すものとする。

(無札入場者)

第 300 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、または第 297 条第 1 項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 295 条の規定による入場料金を収受する。

2 前項の規定は第 297 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第 301 条 入場料金の払いもどしはしない。

2 規則第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は入場料金の払いもどしを請求することができる。

第9章 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第 307 条 旅客は、第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 3 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。
 - (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
 - (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする）
 - (4) 死体
 - (5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬または第 308 条第 4 項に規定する動物を除く。）
 - (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
 - (7) 車両を破損するおそれがあるもの
- 2 前項ただし書第 1 号または第 2 号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第 2 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 282 条第 1 項第 1 号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第 2 項および第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

(危険品の適用除外の物品)

第 307 条の 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(車内持ち込み手回り品の範囲)

第 308 条 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のものであって、その重量が 30 キログラム以内のものを車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車であって、解体して専用の袋に収納したものまたは、折りたたみ自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの。

(2) サーフボードであって、専用の袋に収納したもの。

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の 1 に該当する犬を車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 条）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる。

4 旅客は小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは前項の規定に準じて当社の承諾を受け車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器に収納したものの。

(2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの。

第 309 条 削除

第 309 条の 2 削除

第 310 条 削除

第 311 条 削除

第 311 条の 2 削除

第 311 条の 3 削除

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 312 条 旅客が第 307 条第 1 項ただし書の規定によって持ち込むことのできない物品、または第 308 条の規定によって持込制限をこえる物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ乗車券は第 165 条の規定により、その後の乗車について無効として回収する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第 313 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(手回り品の保管)

第 315 条 手回り品は旅客において保管の責任を負うものとする。

第 10 章 遺失物の回送

(遺失物回送の特例)

第 326 条 携帯品の遺失者は、その遺失物が傘・つえ・帽子・ハンドバッグその他これに類する身の回り品であつて重量が 5 キログラム以内で、かつ、別表第 4 号に掲げる貴重品および第 307 条に定める持込禁制品でない物品であるときは、1 回に限り遺失者の請求により、その指定する駅まで無賃で回送の取扱いをする。ただし、当社は、その物品に滅失・破損等の損害が発生した場合でも、故意または重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

営業キ口程表

規則別表第 1 号
東横線

	代官山	中目黒	祐天寺	学芸大学	都立大学	自由が丘	田園調布	多摩川	新丸子	武蔵小杉	元住吉	日吉	綱島	大倉山	菊名	妙蓮寺	白楽	東白楽	反町	横浜
渋谷	1.5	2.2	3.2	4.2	5.6	7.0	8.2	9.0	10.3	10.8	12.1	13.6	15.8	17.5	18.8	20.2	21.4	22.1	23.3	24.2
	代官山	0.7	1.7	2.7	4.1	5.5	6.7	7.5	8.8	9.3	10.6	12.1	14.3	16.0	17.3	18.7	19.9	20.6	21.8	22.7
		中目黒	1.0	2.0	3.4	4.8	6.0	6.8	8.1	8.6	9.9	11.4	13.6	15.3	16.6	18.0	19.2	19.9	21.1	22.0
			祐天寺	1.0	2.4	3.8	5.0	5.8	7.1	7.6	8.9	10.4	12.6	14.3	15.6	17.0	18.2	18.9	20.1	21.0
				学芸大学	1.4	2.8	4.0	4.8	6.1	6.6	7.9	9.4	11.6	13.3	14.6	16.0	17.2	17.9	19.1	20.0
					都立大学	1.4	2.6	3.4	4.7	5.2	6.5	8.0	10.2	11.9	13.2	14.6	15.8	16.5	17.7	18.6
						自由が丘	1.2	2.0	3.3	3.8	5.1	6.6	8.8	10.5	11.8	13.2	14.4	15.1	16.3	17.2
							田園調布	0.8	2.1	2.6	3.9	5.4	7.6	9.3	10.6	12.0	13.2	13.9	15.1	16.0
								多摩川	1.3	1.8	3.1	4.6	6.8	8.5	9.8	11.2	12.4	13.1	14.3	15.2
									新丸子	0.5	1.8	3.3	5.5	7.2	8.5	9.9	11.1	11.8	13.0	13.9
										武蔵小杉	1.3	2.8	5.0	6.7	8.0	9.4	10.6	11.3	12.5	13.4
											元住吉	1.5	3.7	5.4	6.7	8.1	9.3	10.0	11.2	12.1
												日吉	2.2	3.9	5.2	6.6	7.8	8.5	9.7	10.6
													綱島	1.7	3.0	4.4	5.6	6.3	7.5	8.4
														大倉山	1.3	2.7	3.9	4.6	5.8	6.7
															菊名	1.4	2.6	3.3	4.5	5.4
																妙蓮寺	1.2	1.9	3.1	4.0
																	白楽	0.7	1.9	2.8
																		東白楽	1.2	2.1
																			反町	0.9
																				横浜

田園都市線

池尻 大橋	三軒 茶屋	駒沢 大学	桜新町	用賀	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	梶が谷	宮崎台	宮前平	鷺沼	たまプ ラーザ	あざ み野	江田	市が尾	藤が丘	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	池尻 大橋	三軒 茶屋	駒沢 大学	桜新町	用賀	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	梶が谷	宮崎台	宮前平	鷺沼	たまプ ラーザ	あざ み野	江田	市が尾	藤が丘	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間
赤谷	池尻 大橋	三軒 茶屋	駒沢 大学	桜新町	用賀	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	梶が谷	宮崎台	宮前平	鷺沼	たまプ ラーザ	あざ み野	江田	市が尾	藤が丘	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間
	池尻 大橋	三軒 茶屋	駒沢 大学	桜新町	用賀	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	梶が谷	宮崎台	宮前平	鷺沼	たまプ ラーザ	あざ み野	江田	市が尾	藤が丘	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子 新地	高津	溝の口	青葉台	田奈	長津田	つく し野	※ 南町田	つき み野	中央 林間	
大井町	下神明	戸越 公園	中延	荏原町	旗の台	北千束	大岡山	緑が丘	自由 が丘	九品仏	尾山台	等々力	上野毛	二子 玉川	二子										

大井町線

※南町田グランベリーパーク

目黒線

	不動前	武蔵 小山	西小山	洗足	大岡山	奥沢	田園 調布	多摩川	新丸子	武蔵 小杉	元住吉	日吉	
目黒	1.0	1.9	2.6	3.3	4.3	5.5	6.5	7.3	8.6	9.1	10.4	11.9	目黒
	不動前	0.9	1.6	2.3	3.3	4.5	5.5	6.3	7.6	8.1	9.4	10.9	不動前
		武蔵 小山	0.7	1.4	2.4	3.6	4.6	5.4	6.7	7.2	8.5	10.0	武蔵 小山
			西小山	0.7	1.7	2.9	3.9	4.7	6.0	6.5	7.8	9.3	西小山
				洗足	1.0	2.2	3.2	4.0	5.3	5.8	7.1	8.6	洗足
					大岡山	1.2	2.2	3.0	4.3	4.8	6.1	7.6	大岡山
						奥沢	1.0	1.8	3.1	3.6	4.9	6.4	奥沢
							田園 調布	0.8	2.1	2.6	3.9	5.4	田園 調布
								多摩川	1.3	1.8	3.1	4.6	多摩川
									新丸子	0.5	1.8	3.3	新丸子
										武蔵 小杉	1.3	2.8	武蔵 小杉
											元住吉	1.5	元住吉
												日吉	
日吉													
2.2	新綱島												
5.8	3.6	新横浜											

東急新横浜線

池上線

	大崎 広小路	戸越 銀座	荏原 中延	旗の台	長原	洗足池	石川台	雪が谷 大塚	御嶽山	久が原	千鳥町	池上	蓮沼	蒲田	
五反田	0.3	1.4	2.1	3.1	3.7	4.3	4.9	5.6	6.4	7.1	8.0	9.1	10.1	10.9	五反田
	大崎 広小路	1.1	1.8	2.8	3.4	4.0	4.6	5.3	6.1	6.8	7.7	8.8	9.8	10.6	大崎 広小路
		戸越 銀座	0.7	1.7	2.3	2.9	3.5	4.2	5.0	5.7	6.6	7.7	8.7	9.5	戸越 銀座
			荏原 中延	1.0	1.6	2.2	2.8	3.5	4.3	5.0	5.9	7.0	8.0	8.8	荏原 中延
				旗の台	0.6	1.2	1.8	2.5	3.3	4.0	4.9	6.0	7.0	7.8	旗の台
					長原	0.6	1.2	1.9	2.7	3.4	4.3	5.4	6.4	7.2	長原
						洗足池	0.6	1.3	2.1	2.8	3.7	4.8	5.8	6.6	洗足池
							石川台	0.7	1.5	2.2	3.1	4.2	5.2	6.0	石川台
								雪が谷 大塚	0.8	1.5	2.4	3.5	4.5	5.3	雪が谷 大塚
									御嶽山	0.7	1.6	2.7	3.7	4.5	御嶽山
										久が原	0.9	2.0	3.0	3.8	久が原
											千鳥町	1.1	2.1	2.9	千鳥町
												池上	1.0	1.8	池上
													蓮沼	0.8	蓮沼
														蒲田	
	蒲田	矢口渡	武蔵 新田	下丸子	鶉の木	沼部									
矢口渡	1.3	矢口渡													
武蔵 新田	2.2	0.9	武蔵 新田												
下丸子	3.0	1.7	0.8	下丸子											
鶉の木	3.6	2.3	1.4	0.6	鶉の木										
沼部	4.7	3.4	2.5	1.7	1.1	沼部									
多摩川	5.6	4.3	3.4	2.6	2.0	0.9	多摩川								

東急多摩川線

こどもの国線

長津田		
1.8	恩田	
3.4	1.6	こどもの国

世田谷線

	西太子堂	若林	松陰神社前	世田谷	上町	宮の坂	山下	松原	下高井戸	
三軒茶屋	0.3	0.9	1.4	1.9	2.2	2.7	3.4	4.2	5.0	三軒茶屋
	西太子堂	0.6	1.1	1.6	1.9	2.4	3.1	3.9	4.7	西太子堂
		若林	0.5	1.0	1.3	1.8	2.5	3.3	4.1	若林
			松陰神社前	0.5	0.8	1.3	2.0	2.8	3.6	松陰神社前
				世田谷	0.3	0.8	1.5	2.3	3.1	世田谷
					上町	0.5	1.2	2.0	2.8	上町
						宮の坂	0.7	1.5	2.3	宮の坂
							山下	0.8	1.6	山下
								松原	0.8	松原
									下高井戸	

営業キロ程の設定は、次に掲げる基準によるものとする。

- (注1) 営業キロ程は、起点からの各駅中心までの距離を基準に算出し、駅間の営業キロ程は隣接駅との差とする。
- (注2) 新駅開業や駅移転等に伴い、駅中心が変更された場合は営業キロ程を変更する。ただし、線形改良やホーム延伸工事等を行った場合であっても、駅の位置（駅出入口等）が大幅に変更されない場合は、この限りでない。

規則別表第 2 号

鉄道対キロ区間制大人片道普通旅客運賃および表定制大人定期旅客運賃表

2025 年 3 月 15 日改定

(単位：円)

第 2 号ア

キロ程 (km)	普通旅客 運賃	通勤定期旅客運賃			通学定期旅客運賃		
		1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月
1～3	140	4,990	14,230	26,950	1,200	3,420	6,480
4～7	180	6,780	19,330	36,620	1,700	4,850	9,180
8～11	230	8,570	24,430	46,280	2,200	6,270	11,880
12～15	250	9,430	26,880	50,930	2,500	7,130	13,500
16～20	290	10,740	30,610	58,000	3,000	8,550	16,200
21～25	310	11,510	32,810	62,160	3,300	9,410	17,820
26～30	350	12,830	36,570	69,290	3,600	10,260	19,440
31～35	390	14,170	40,390	76,520	3,800	10,830	20,520
36～40	430	15,940	45,430	86,080	4,200	11,970	22,680
41～45	470	17,260	49,200	93,210	4,400	12,540	23,760
46～50	500	18,580	52,960	100,340	4,600	13,110	24,840
51～56	540	19,900	56,720	107,460	4,600	13,110	24,840

・ 運賃計算キロは、1 キロ未満のは数を 1 キロに切り上げ。

第 2 号ア 付表

東急新横浜線内の新横浜・新綱島間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、次のとおりとする。

大人通勤定期旅客運賃の場合

1 か月の通勤定期旅客運賃に 2,620 円を加算する。3 か月、6 か月の通勤定期旅客運賃については、1 か月の加算運賃を含む通勤定期旅客運賃をもとに計算する。

大人通学定期旅客運賃の場合

1 か月の通学定期旅客運賃に 970 円を加算する。3 か月、6 か月の通学定期旅客運賃については、1 か月の加算運賃を含む通学定期旅客運賃をもとに計算する。

鉄道均一制大人片道普通旅客運賃および定期旅客運賃表

(こどもの国線)

2023 年 3 月 18 日改定

第 2 号イ

普通旅客 運賃	通勤定期旅客運賃			通学定期旅客運賃		
	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月
160	5,790	16,510	31,270	2,480	7,070	13,400

軌道均一制大人片道普通旅客運賃および定期旅客運賃表

2025 年 3 月 15 日改定

第 2 号ウ

普通旅客 運賃	通勤定期旅客運賃			通学定期旅客運賃		
	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月
160	6,140	17,500	33,160	1,800	5,130	9,720

・小児旅客運賃は大人旅客運賃を折半し、10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。

・3 か月、6 か月定期旅客運賃の計算方

(3 か月定期旅客運賃)

1 か月定期旅客運賃を 3 倍した額から 5 分引

(6 か月定期旅客運賃)

1 か月定期旅客運賃を 6 倍した額から 1 割引

なお、上記計算に生じた 10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。

・小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。

規則別表第3号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
				その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

規則別表

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊	2 リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2 キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）＊	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
		—	酢酸ノルマルペンチル	—		
		—	イソペンチルアルコール	—		
		—	メチルエチルケトン	—		
			その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ＊

規則別表

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶＊	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス＊	
				水素ガス	水素ガス吸入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				フロンー12	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				フロンー22	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ＊	
				液体空気	—	—
				液体窒素	—	—
				液体酸素	—	—
				液体アンモニア	—	—
				液体塩素	—	—
				液体亜硫酸	—	—
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	—
塩化エチル	—	—				
塩化メチル（メチルクロライド）	—	—				
液化酸化エチレン	—	—				
塩化ビニルモノマ	—	—				

規則別表

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高压ガス	液化ガス	液体メタン		—
				その他の液化ガス及びその製品		—
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）		—
			—	塩素酸カリウム		—
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）		—
			—	塩素酸カルシウム		—
			—	塩素酸ストロンチウム		—
			—	塩素酸アンモニウム		—
			—	その他の塩素酸塩類		—
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）		—
			—	過塩素酸カリウム		—
			—	過塩素酸ナトリウム		—
			—	その他の過塩素酸塩類		—
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）		—
			—	過酸化カルシウム		—
			—	過酸化マグネシウム		—
			—	過酸化バリウム		—
			—	過酸化亜鉛		—
			—	過酸化カリウム		—
			—	その他の無機過酸化物		—
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）		—
			—	硝酸ナトリウム		—
			—	その他の硝酸塩類		—
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類		—
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）		—
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム		—
			—	過硫酸カリウム		—
			—	過硫酸ナトリウム		—
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）		—
			—	その他の酸化性の物及び製品		—
6	放射性的物	放射性的物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの		—
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			—	硝酸		

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	塩化スルホン酸(塩化スルフルルを含む。)	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素(ブロム)	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物	—	
		農薬	—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
			—	硫黄剤	農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉱油剤		
			—	その他、農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けるもの		
		その他危険物	—	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

(注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

規則別表第 4 号（第 326 条）

貴重品

- (1) 貨幣・紙幣および銀行券
- (2) 印紙および郵便切手
- (3) 公債証書・財務省証券・株券・債券・手形・商品券その他の有価証券
〔当せん金付証票券（昭和 23 年法律第 114 号）〕に基いて発行した宝くじ等の
未抽せん証票を含む。
- (4) 金・銀・白金その他の貴金属およびその製品
- (5) イリジウム・タングステンその他のまれな金属およびその製品
- (6) 金剛石・紅玉・緑柱石・その他の宝石類およびその製品
- (7) こはく・真珠・さんご・象げ・べっ甲およびその製品
- (8) 美術品および骨とう品
- (9) 容器・荷造りを加えて 1 キログラムの価格が 40,000 円の割合をこえる物品。
ただし、動物を除く。